

平成30年7月豪雨における 災害対応等検証報告書

平成30年7月豪雨における災害対応等検証委員会

平成31年3月 東広島市

はじめに

東広島市では、平成30年7月5日朝方、午前8時8分に大雨注意報が発表され、そこから降雨量の増加により、翌日7月6日午後5時50分に土砂災害警戒情報、午後7時40分には大雨特別警報が発表された。東広島市安芸津町の三津観測所においては、7月5日から8日までのわずか4日間で521mmという観測史上最大の雨量を記録した。

この豪雨により、市全域で土砂崩れや河川の氾濫が発生し、甚大な被害に見舞われ、多くの尊い命が失われた。家屋被害は1,400件以上、道路や農地等に関する被害は、3,400箇所以上となり、孤立を余儀なくされる地区も発生した。また、道路、鉄道等の交通網やライフラインの途絶も影響し、開設した避難所には1,601名の方が避難するなど、東広島市でこれまで経験したことのない大規模な災害となった。

当検証委員会では、平成30年11月6日から計4回の会議を開催し、今回の豪雨災害において、市が初動期に行った避難情報の発令と住民への情報伝達、避難所の開設・運営について、主に地域防災計画など各種計画に基づいて適切になされたか、今後の課題は何かという観点から検証を行った。また、検証結果を踏まえ、東広島市における今後の自助・共助・公助のあり方についても検証を行った。本報告書は、これらの検証結果を取りまとめたものである。当検証委員会としては、報告で提起した課題について、市が早急に具体的な検討を行って、次の災害に備えていただきたいと考えている。また、近年頻発する大規模な災害による被害を防止・軽減するためには、市の防災体制の強化だけでなく、住民ひとりひとりの自助、住民自治協議会や自主防災組織などによる共助と連携・協力した取組みが不可欠であり、市と住民が一体となって平素から災害に備え行動することを提言している。

私たちが経験した平成30年7月豪雨災害を忘れることなく、次なる災害に備えて住民一人一人が防災について考えるとともに、防災体制の充実が図られ、一人でも多くの命が救われることを切に願っている。

平成31年3月

平成30年7月豪雨における災害対応等検証委員会

委員長 土田 孝

【 目 次 】

I 検証の概要	1
1 目的	1
2 検証対象	1
3 検証項目	1
4 検証体制	1
5 検証経過	2
II 平成30年7月豪雨の概要	3
1 気象状況	3
2 防災気象状況の概況	4
3 予警報の状況、災害対応の体制、避難情報等	5
4 被害等の状況	8
III 検証報告	17
1 避難情報の発令時期	17
検証結果及び提言	23
2 情報伝達の方法	24
検証結果及び提言	30
3 避難所の開設・運営	32
検証結果及び提言	37
4 自助、共助、公助の役割	39
検証結果及び提言	49
IV 資料	51
【資料1】東広島市防災会議条例	51
【資料2】土砂災害警戒判定メッシュ情報	52
【資料3】避難所・広域避難場所等一覧	56
【資料4】避難所推移	70
【資料5】避難所開設・運営マニュアル（職員用）	71
【資料6】備蓄物資・食料一覧	79
【資料7】避難行動タイムライン	84

I 検証の概要

1 目的

平成30年7月豪雨における、市が行った避難情報の発令時期及びその情報伝達の方法や、避難所に関すること、自助・共助・公助の役割等、発災前後の初動期の各活動について検証を行うとともに、その結果を地域防災計画の見直しに繋げることを目的とする。

2 検証対象

- 対象とする内容は、平成30年7月豪雨において、市が行った避難情報の発令時期及びその情報伝達の方法等のソフト対策とし、砂防工事等のハード対策は検証対象としない。
- 対象とする期間は、主として大雨注意報が発表された7月5日から、全域の避難指示が解除された、7月9日までの5日間とする。

3 検証項目

- 避難情報発令の時期について
- 情報伝達の方法について
- 避難所の開設・運営について
- 自助、共助、公助の役割について

4 検証体制

【委員長】 土田 孝	広島大学大学院 工学研究科 教授 広島大学防災・減災研究センター センター長
【副委員長】 牧野 美三夫	八本松住民自治協議会防災委員会 委員長
【委員】 海堀 正博	広島大学大学院 総合科学研究科 教授
西村 太志	広島国際大学 心理学部 准教授
辻 晶夫	広島地方気象台 防災管理官
河元 利行	you 愛 sun こうち 会長
日浦 昭博	自主防災風早 会長

5 検証経過

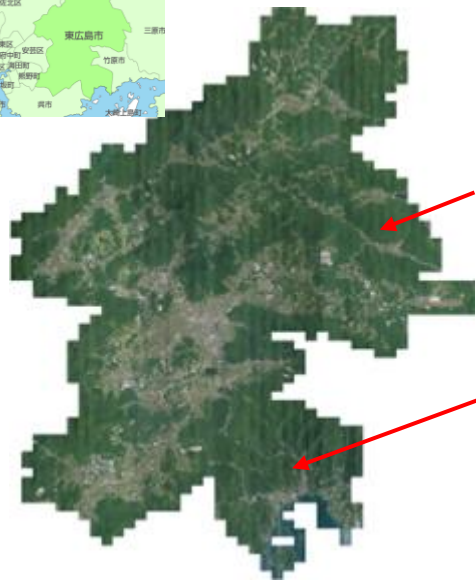
第1回	開催日：平成30年11月6日（火） 議 題：(1) 平成30年7月豪雨における東広島市の被災状況について (2) 検証の進め方及び検証報告書（目次）（案）について
第2回	開催日：平成30年11月21日（水） 議 題：(1) 避難情報の発令時期について (2) 情報伝達の方法について
第3回	開催日：平成31年1月9日（水） 議 題：(1) 避難所の開設・運営について (2) 自助、共助、公助の役割について
第4回	開催日：平成31年2月7日（木） 議 題：検証結果について



Ⅱ 平成30年7月豪雨の概要

1 気象状況

三津雨量観測局	累加雨量	／521.0mm	7月5日 9時～8日19時
(東広島市安芸津町)	最大時間雨量	／67.0mm	7月6日20時～6日21時
河内雨量観測局	累加雨量	／442.0mm	7月5日 8時～8日20時
(東広島市河内町)	最大時間雨量	／34.0mm(1)	7月6日20時～6日21時
		34.0mm(2)	7月7日 5時～7日 6時



観測所別雨量一覧

観測局名/時刻	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	7月9日	7月10日	7月25日	7月26日	7月27日	7月28日	合計	7/5～7/8
東広島支所	0.0	0.0	13.0	2.0	82.0	199.0	111.0	38.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	445.0	430.0
黒瀬町	0.0	0.0	23.0	2.0	83.0	193.0	156.0	54.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	511.0	486.0
河内	0.0	0.0	15.0	3.0	96.0	178.0	124.0	44.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	461.0	442.0
造賀	0.0	0.0	14.0	1.0	81.0	199.0	108.0	45.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	453.0	433.0
乃美	0.0	0.0	11.0	2.0	69.0	185.0	99.0	34.0	0.0	0.0	0.0	2.0	13.0	0.0	415.0	387.0
三津	0.0	0.0	10.0	4.0	100.0	222.0	144.0	55.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	535.0	521.0
棕梨ダム	0.0	0.0	17.0	6.0	104.0	169.0	118.0	43.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	457.0	434.0
下三永	0.0	0.0	13.0	2.0	93.0	183.0	135.0	41.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	467.0	452.0
吉川	0.0	0.0	20.0	0.0	65.0	198.0	131.0	31.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	445.0	425.0
篠	0.0	0.0	13.0	2.0	77.0	215.0	110.0	27.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	446.0	429.0
福富ダム	0.0	0.0	16.0	3.0	84.0	217.0	107.0	41.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0	0.0	474.0	449.0
志和東	0.0	0.0	12.0	2.0	83.0	207.0	102.0	24.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	430.0	416.0
吉原	0.0	0.0	11.0	3.0	71.0	186.0	93.0	24.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	391.0	374.0
久芳	0.0	0.0	10.0	1.0	65.0	185.0	96.0	31.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	393.0	377.0
郷曾	0.0	0.0	17.0	2.0	89.0	193.0	125.0	0.0	0.0	*	0.0	0.0	0.0	0.0	426.0	407.0
高美が丘	0.0	0.0	13.0	2.0	93.0	182.0	105.0	41.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	436.0	421.0
岩伏	0.0	0.0	9.0	4.0	100.0	224.0	114.0	62.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	513.0	500.0
河内支所	0.0	0.0	9.0	4.0	90.0	165.0	95.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	366.0	351.0
日本ヶ峰	0.0	0.0	13.0	7.0	98.0	174.0	113.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	407.0	385.0
宇山	0.0	0.0	13.0	2.0	85.0	214.0	113.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	431.0	413.0
入野	0.0	0.0	12.0	4.0	90.0	198.0	109.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	413.0	397.0
安宿(気)	0.0	0.0	10.0	2.5	75.0	203.5	102.5	34.0	0.0	0.0	0.0	5.5	11.5	0.0	444.5	415.0
志和(気)	0.0	0.0	14.0	3.5	86.5	244.0	99.0	41.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	488.0	470.5
東広島(気)	0.0	0.0	15.5	2.0	72.5	196.5	117.5	33.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	437.5	420.0

※広島県防災ウェブ引用

2 防災気象状況の概況

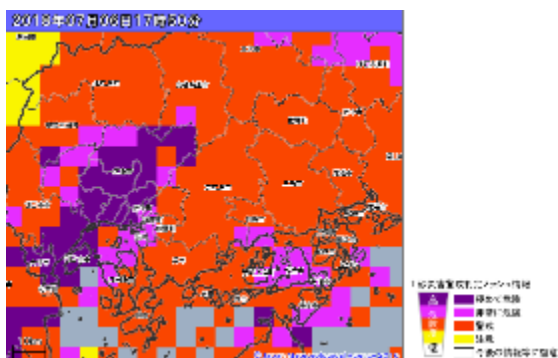
※広島地方気象台提供

土砂災害警戒情報発表時
7月6日17時50分

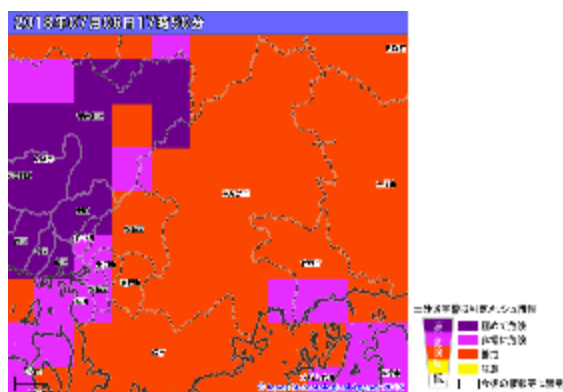
【レーダー画像】



【土砂災害警戒メッシュ（広域）】

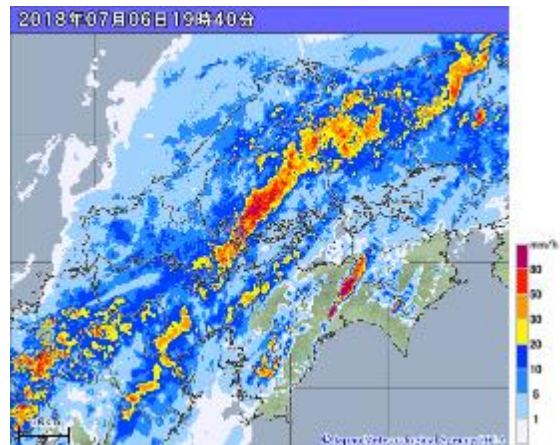


【土砂災害警戒メッシュ（狭域）】

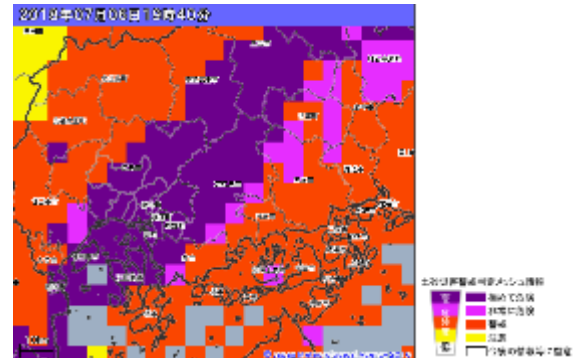


大雨特別警報発表時
7月6日19時40分

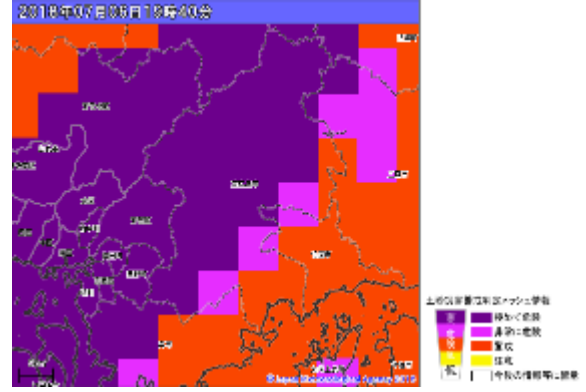
【レーダー画像】



【土砂災害警戒メッシュ（広域）】



【土砂災害警戒メッシュ（狭域）】



3 予警報の状況、災害対応の体制、避難情報等

★印は、主な土砂災害の消防等の覚知時刻

気象予警報等	避難情報等	通報件数	通行止め状況
7月5日（木）			
8:08 大雨注意報発表 16:33 洪水注意報発表 18:43 洪水警報発表	8:24 注意体制 17:30 非常体制（初動） 災害対策本部設置 避難勧告（河内町入野(入野川)）		
7月6日（金）			
2:41 洪水注意報に切替え 5:40 大雨警報（土砂災害） 10:06 洪水警報発表 17:50 土砂災害警戒情報発令 19:40 大雨特別警報発表	16:30 非常体制（非常） 17:30 避難勧告 （志和町志和西、志和堀） （福富町竹仁） （安芸津町三津、風早、木谷） 避難準備・高齢者等避難開始 （避難勧告以外の地域） 18:50 避難勧告（市全域） 19:45 避難指示（市全域）	6:00～10:00 市：1件 消防：10件 警察：1件 10:00～13:00 市：5件 消防：3件 警察：0件 13:00～14:00 市：1件 消防：1件 警察：0件 14:00～15:00 市：1件 消防：6件 警察：0件 15:00～16:00 市：4件 消防：2件 警察：1件 16:00～17:00 市：0件 消防：4件 警察：0件 17:00～18:00 市：0件 消防：4件 警察：0件 18:00～21:00 市：95件 消防：238件 警察：37件	2:10 国道 432 号線（中河内～小田） 7:00 東呉道（阿賀～黒瀬） 9:00 山陽道（河内 IC～西条 IC） 15:09 山陽道 （西条 IC～広島 IC） 19:33 八本松西三丁目

気象予警報等	避難情報等	通報件数	通行止め状況
7月6日（金）			
	21:02 安芸津町三津 21:17 安芸津町木谷	21:00～22:00 市:32件 消防:118件 警察:19件 22:00～23:00 市:59件 消防:92件 警察:15件	20:30 国道375（福富町上戸野） 21:02 県道32（安芸津町三津） 23:47 国道432（河内町小田）
7月7日（土）			
10:50 大雨警報に切替え 22:19 洪水注意報に切替え	4:59 黒瀬町菅田 5:22 志和町別府 5:50 黒瀬町市飯田 6:06 西条町下見 6:31 西条町下三永	前日 23:00～8:00 市:251件 消防:335件 警察:77件 8:00～11:00 市:544件 15:00～19:00 市:451件 消防:24件 警察:4件	1:07 国道2（八本松西3丁目） 6:06 国道2（西条町下見） 6:38 河内町中河内 6:49 西条町馬木 7:10 河内町入野 10:50 黒瀬学園台
7月8日（日）			
9:23 洪水警報発表 14:45 洪水警報解除		前日 19:00～8:00 市:180件 消防:24件 警察:4件 8:00～12:00 市:189件 12:00～19:00 市:203件	
7月9日（月）			
4:00 土砂災害警戒情報解除 4:23 大雨注意報に切替え 10:06 大雨注意報解除	5:30 避難指示解除（市全域）	前日 19:00～8:00 市:219件 8:00～17:00 市:582件 17:00～翌日9:00 市:534件	

※7月5日 災害救助法適用、被災者生活再建支援法適用

※7月14日 特定非常災害指定

※7月27日 激甚災害指定

★印、主な土砂災害の消防等の覚知時刻

（実際の災害発生は、覚知時刻より前の場合がある）

【時系列】

日付	時間	気象注警報			時間最大 降雨量	避難情報の発令状況 発令時間（情報配信時間）
		大 雨	洪 水	土砂災害警戒情		
7/5	0：00 ～ 5：59				0 mm	<u>17：30（17：30）</u> <u>避難勧告（洪水）</u> 河内町入野（入野川付近） 【発令根拠】 入野川失平の氾濫危険水位超過 避難判断マニュアルP. 7
	6：00 ～ 11：59	8：08～ 注意報			11 h～12 h 1 6 mm	
	12：00 ～ 17：59		16：33～ 注意報		16 h～17 h 2 2 mm	
	18：00 ～ 23：59		18：43～ 警報		19 h～20 h 9 mm	
7/6	0：00 ～ 5：59	（土砂） 警報 （土砂、浸水） （土砂、浸水） 特別警報 （土砂、浸水）	2：41～ 注意報		4 h～5 h 8 mm	<u>17：30（18：16）</u> <u>避難勧告（土砂）</u> 志和町（志和西、志和堀）、福富町（竹仁）、安芸津町（三津、風早、木谷） 【発令根拠】大雨警報（土砂）＋土砂災害警戒判定メッシュ情報（薄い紫）の発生 避難判断マニュアルP. 1 2 <u>17：30（18：16）</u> <u>避難準備・高齢者等避難開始（土砂）</u> 避難勧告以外のすべての地区 【発令根拠】大雨警報（土砂）＋土砂災害警戒判定メッシュ情報（赤色）の発生 避難判断マニュアルP. 1 2 <u>18：50（18：57）</u> <u>避難勧告（土砂）</u> 市内全域 【発令根拠】土砂災害警戒情報の発表、避難判断マニュアルP. 1 2 <u>19：45（19：56）</u> <u>避難指示（緊急）（土砂、洪水）</u> 市内全域 【発令根拠】大雨特別警報の発表、避難判断マニュアルP. 1 2
	6：00 ～ 11：59		10：06～		7 h～8 h 1 4 mm	
	12：00 ～ 17：59		10：06～		15 h～16 h 2 6 mm	
	18：00 ～ 23：59		17：50～ 発表		21 h～22 h 6 7 mm	
7/7	0：00 ～ 5：59	警報（土砂）	警報		5 h～6 h 4 8 mm	
	6：00 ～ 11：59				7 h～8 h 1 0 mm	
	12：00 ～ 17：59				17 h～18 h 1 mm	
	18：00 ～ 23：59		22：19～ 注意報		20 h～21 h 9 mm	
7/8	0：00 ～ 11：59	警報（土砂）	9：23～ 警報		2 h～3 h 1 7 mm	
	12：00 ～ 23：59		解除 14：45～		13 h～14 h 2 mm	
7/9	0：00 ～ 23：59	解除 4：23～		解除 4：00～	0 mm	<u>5：30（5：30）</u> <u>避難指示（緊急）（解除）</u> 市内全域

※★印は、災害対策本部会議

4 被害等の状況

※H31.1.24 現在

人的被害					建物被害（住家、非住家）			
死者	関連死	重傷	軽傷	行方不明者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
12人	3名	15名	13名	1名	92戸	8戸	151戸	82戸

【被害状況内訳】

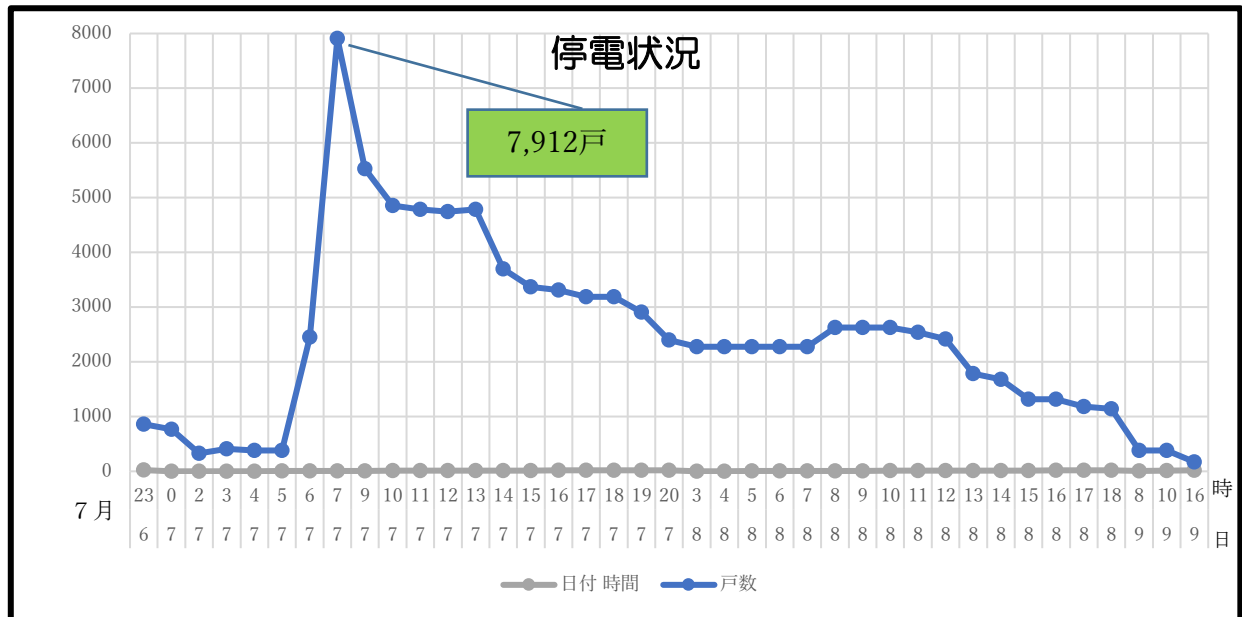
	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津	合計
人	9	1	4	2	5	1	0	7	14	43
死亡	5			1	1			4	1	12
関連死	1							1	1	3
重傷	1		3	1	1	1		1	7	15
軽傷	2	1	1		3			1	5	13
行方不明者										1
建物	97	121	87	115	306	29	50	107	546	1,458
住家	70	93	62	72	211	15	41	79	381	1,024
（全壊）	2	3	4	1	6	2		14	12	44
（大規模半壊）			1	1	1			1		4
（半壊）	4	2	6	2	33	2	2	8	47	106
（一部損壊）	7	1	7	9	3	1		13	8	49
（床上）	21	40	17	28	65	4	25	18	202	420
（床下）	36	47	27	31	103	6	14	25	112	401
非住家	27	28	25	43	95	14	9	28	165	434
（全壊）	4	4	3	6	7		1	10	13	48
（大規模半壊）					3				1	4
（半壊）	2	2	3	2	10	1		3	22	45
（一部損壊）	1	2	3	5	4	6	1	6	5	33
（床上）	14	17	12	25	67	5	6	7	110	263
（床下）	6	3	4	5	4	2	1	2	14	41
インフラ	241	204	277	382	211	145	64	691	446	2,661
道路	33	11	15	25	29	25	14	73	62	287
河川	23	19	16	21	27	17	6	9	77	215
橋梁	2	2	4	1	1				6	16
港湾									2	2
公園	10	1	1	1	2	1		4	1	21
上水	4	6	5	2	11			10	19	57
下水	7		3	2	4		6	8	3	33
農地	104	115	183	264	75	50	17	439	199	1,446
山地	1	0	1	3	2	0	0	3	1	11
林道	3	15	3	2	4	20	3	5	6	61
農道	9	3	8	23	5	5	0	23	11	87
水路	12	9	20	9	17	17	5	87	18	194
ため池	30	22	15	26	31	4	12	17	19	176
頭首工	3	1	3	3	3	6	1	13	22	55
合計	347	326	368	499	522	175	114	805	1006	4,162



※関連死を除く

【ライフライン関係】

《電力》



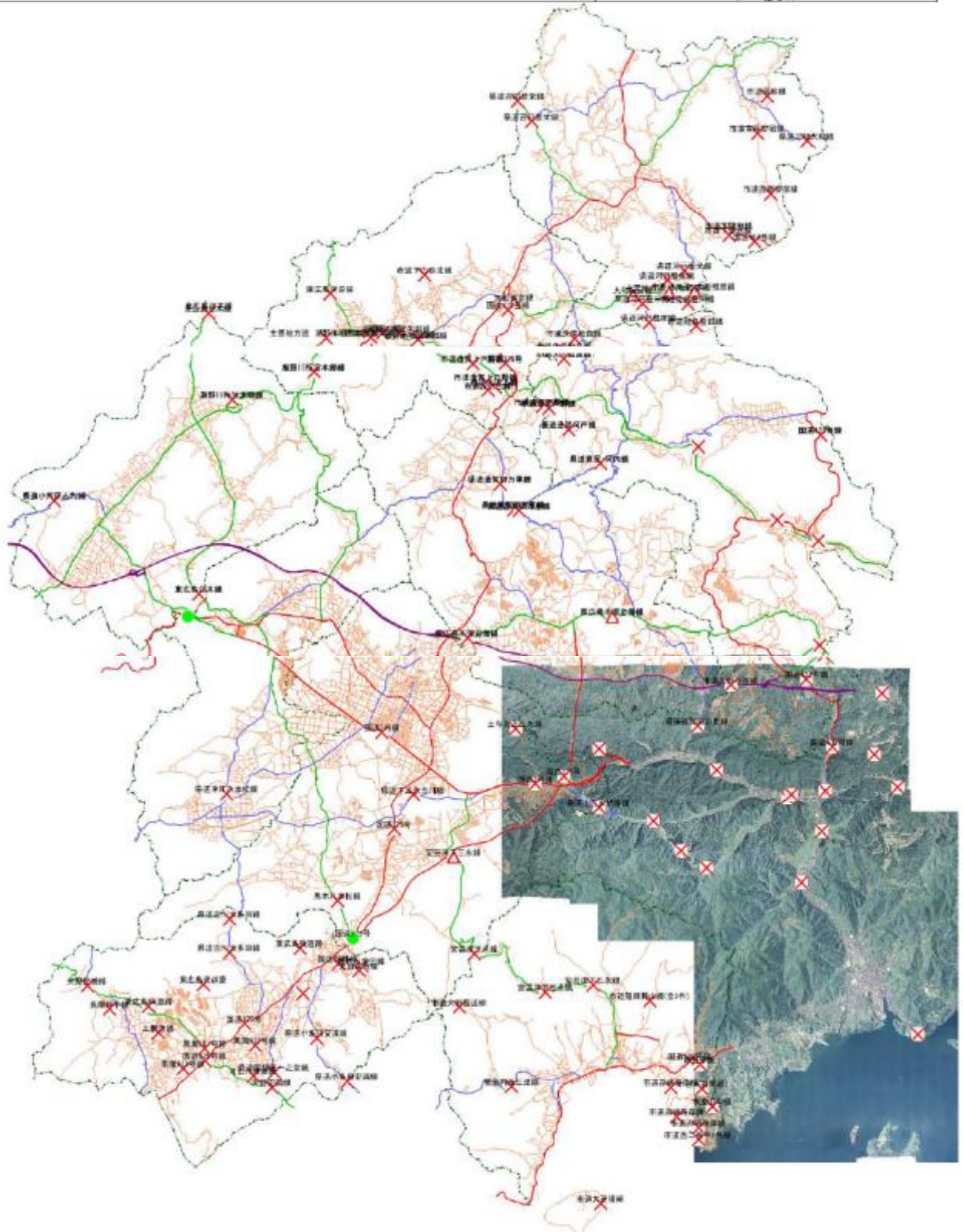
《水道》

	水道管 被災件数	浄水場 被災件数	ポンプ所 被災件数	配水池 被災件数	断水件数
西条町	1	2	—	1	—
八本松町	4	—	1	1	1 1 4
志和町	5	—	—	—	8
高屋町	1	—	—	1	1 4
黒瀬町	5	—	2	4	1 5 0
福富町	—	—	—	—	—
豊栄町	—	—	—	—	—
河内町	9	1	—	—	6 5 0
安芸津町	1 9	—	—	—	3 2 8
合計	4 4	3	3	7	1, 2 6 4

《道路》

東広島市道路情報 H30.7.8 22:00現在

×:全面通行止め
△:片側通行可能
●:復旧



【平成30年7月豪雨の被災地の状況】

西条町（流木が堆積したため池）



八本松町 八本松西地区（国道2号、486号）



八本松町 正力地区



高屋町 宮領地区（山陽自動車道）



志和町 別府地区



志和町 志和堀地区（半川）



黒瀬町 市飯田地区



黒瀬町 黒瀬学園台地区



黒瀬町 檜原地区(右岸側)、上保田地区(左岸側)



河内町 下河内地区（棕梨川）



河内町 下河内地区（J R山陽本線）



河内町 河戸地区



河内町 中河内地区（沼田川）



安芸津町 三津地区（三津大川氾濫による土砂の流出）



安芸津町 三津地区（三津大川氾濫による護岸の浸食）



安芸津町 三津地区（安芸津駅前：安芸津停車場）



安芸津町 三津地区



Ⅲ 検証報告

1 避難情報の発令時期

避難情報の発令時期や発令を判断するための気象状況等の確認などについて、現行の地域防災計画及び避難判断マニュアルに基づき対応ができたのか、問題点はあったのかを検証を行った。

(1) 当時の状況

※「時系列、資料2土砂災害警戒判定メッシュ情報」参照

7月5日

- ・ 気象情報等の収集に関わる総括班は、17時～21時まで10名で行っていた。
- ・ 気象情報の確認については、8時8分に大雨注意報が発表、16時33分に洪水注意報が発表され、入野川失平の水位が16時50分に氾濫危険水位を超過したことを確認した。
- ・ 17時30分に非常体制（初動）とし、災害対策本部を設置し、総括班、各支所が1班ずつ、広報班1班、避難所班1班の体制で対応を行った。
- ・ 17時30分に河内町入野（入野川付近）へ避難勧告を発令した。

7月6日

- ・ 気象情報等の収集に関わる人員は、8時～20時まで5名で行っていたが、電話対応等が増加していき、3名が電話対応を余儀なくされた。その後、20時以降には、8名で気象情報等の収集にあたった。
- ・ 気象情報は、気象庁ホームページ、気象庁防災情報提供システム、広島県防災Webで収集するとともに、適宜広島地方気象台へ電話確認を行っており、5時40分に大雨警報（土砂）が発表されたことを確認した。
- ・ 9時に災害対策本部会議（第1回）を開催した。その後、今後の気象状況を鑑みて、16時30分に災害対策本部会議（第2回）を開催し、体制を非常体制（非常レベル）へ移行した。
- ・ 増え続ける電話対応の処理に苦慮するほか、16時30分の災害対策本部会議（第2回）の資料作成や会議調整に忙殺され、16時に西条町、河内町等の一部を除く、すべての地区に土砂災害警戒判定メッシュ情報の赤色が発生（避難準備・高齢者等避難開始の発令基準に該当）したことの確認が遅れた。
- ・ 災害対策本部会議（第2回）で、気象状況、被害通報状況、交通状況などを報告しているなかで、17時20分に福富町（竹仁）、安芸津町（三津、木谷）で土砂災害警戒判定メッシュ情報の薄い紫が発生したことを確認したため、該当地区の避難勧告発令を進言し、発令根拠の説明を行った。説明を行うなかで、さらに17時30分に志和町（志和西、

志和堀)が土砂災害警戒判定メッシュ情報の薄い紫が発生し、17時50分には、土砂災害警戒情報が発表されたことを確認した。

- ・ 17時30分に志和町(志和西、志和堀)、福富町(竹仁)、安芸津町(三津、風早、木谷)へ避難勧告発令及び避難勧告発令地域以外に避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断し、避難情報の発令根拠について、総括班から本部に説明を行い、18時16分に情報配信を行った。
- ・ 17時30分には、市内全域に避難情報が発令された状況となった。
- ・ 土砂災害警戒情報が発表され、18時50分に市内全域に避難勧告発令を判断し、避難情報の発令根拠の説明を行い、18時57分に情報配信を行った。
- ・ 気象状況や雨量状況等の確認、避難指示(緊急)の発令準備、各班からの対応、資料整理等を行っている中で、広島地方気象台から大雨特別警報発表の事前連絡があり、その後、19時40分に大雨特別警報(土砂、浸水)が発表され、職員全員参集となった。
- ・ 19時45分に市内全域に避難指示(緊急)発令を判断し、避難情報の発令根拠の説明を行い、19時56分に情報発信を行った。
- ・ 22時に災害対策本部会議(第3回)を開催し、気象状況や被害通報件数等を報告した。さらに、23時に災害対策本部会議(第4回)を開催し、翌朝までの気象状況、被害通報件数等を報告した。

(2) 現行の各種計画の記載状況

現行の地域防災計画及び避難判断マニュアルにおいて、避難情報の発令時期や発令を判断するための気象状況等の確認に関する記載は、次のとおりである。

地 域 防 災 計 画 （ 引 用 ）

【気象情報等の収集及び分析】 P. 73～75、82

- ・ 広島地方気象台など関係機関から市への伝達ルートの記載。
- ・ 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難勧告等を発するのための情報の収集方法等について定めておく。

【避難情報の発令時期】 P. 81

市は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、判断基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。

避 難 判 断 マ ニ ュ ア ル （ 引 用 ）

【気象情報等の収集及び分析】 本編 P. 5～7 資料編 P. 7～8

- ・ 情報の入手
国（気象庁・国土交通省）や県は、防災情報システム等により、リアルタイムの降水量・水位等の数値や範囲を示す情報を配信しており、これらの情報を有効に活用し、最新の情報を入手・把握するよう努める。
- ・ 情報の分析
降雨量・水位等の数値が避難勧告等の判断基準に到達する前に、防災情報システム等によりリアルタイムのデータを調べ、災害発生の危険性を分析することとする。情報分析には、時間を要する場合もあるため、必要な情報については、早めの確認を心掛ける。
- ・ 情報の入手先

(1) 気象情報

情報名	内容	提供元
台風情報	・ 台風が発生したときに発表され、台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。 ・ 台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報がより更新頻度を上げて提供される。	気象庁
府県気象情報	・ 警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、適時発表される。	気象庁
記録的短時間大雨情報	・ 大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間で大雨を観測した時に発表される。	気象庁
警報級の可能性	・ 警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が[高]、[中]2段階の確度で提供される。	気象庁、広島県

(2) 雨量に関する情報

情報名	内容	提供元
アメダス	・ 各観測地点で実測した降水量（10分毎）	気象庁
テレメータ雨量・リアルタイム雨量	・ 各観測地点で実測した降水量（10分毎）	国交省
雨量実況一覧	・ 各観測局で実測した降水量（10分毎）	広島県
流域平均雨量	・ 河川の流域毎に面積平均した実況の雨量（10分毎）	国交省
レーダー雨量（Cバンドレーダー）	・ Cバンドレーダー雨量計（1kmメッシュ・5分毎）	国交省
レーダー雨量（XRAIN）	・ レーダー雨量計によって観測（250mメッシュ・1分毎）	国交省
リアルタイムレーダー	・ 各レーダー情報の重ね合わせ（5分毎）	国交省
解析雨量	・ レーダーとアメダス等の降水量観測量観測値から作成した降水量の分布（1kmメッシュ・30分毎）	気象庁
レーダー・降水ナウキャスト	・ レーダー実況と1時間先までの降水強度（1kmメッシュ・5分毎）	気象庁
高解像度降水ナウキャスト	・ 30分先までの予測雨量、予測降雨強度の分布（250mメッシュ・5分毎） ・ 35分先から60分先までの予測雨量、予測降雨強度の分布（1kmメッシュ・5分毎）	気象庁
降水短時間予報	・ 6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想（1kmメッシュ・30分毎）	気象庁

(3) 水位に関する情報

情報名	内容	提供元
テレメータ水位	・ 水位観測所の実測水位（cm単位・10分毎）	国交省

水位実況一覧	・水位観測所の実測水位（cm単位・10分毎）	広島県
水位予測	・洪水予報河川について、1時間後から3時間後までの予測水位（cm単位・1時間毎）	国交省、広島県

(4) 洪水等に関する情報

情報名	内容	提供元
指定河川洪水予報	・国・県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	気象庁 国交省 広島県
水位到達情報	・洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位への到達情報を通知・周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	気象庁 国交省 広島県
洪水情報のプッシュ型配信	・携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用して、河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報及び河川が発生した情報が配信される。	国交省
流域雨量指数の6時間先までの予測値	・水位周知河川及びその他河川を対象として、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標を洪水警報等の判断基準と比較し、6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けし時系列で表示（1kmメッシュ・10分毎）	気象庁
洪水警報の危険度分布	・上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水の発生の危険度の高まりについて、3時間先までの面的分布状況を表示（1kmメッシュ・10分毎）	気象庁
大雨警報（浸水害）の危険度分布	・大雨による浸水害発生の危険度について、1時間先までの面的分布状況を表示（1kmメッシュ・10分毎）	気象庁

(5) 土砂災害に関する情報

情報名	内容	提供元
土砂災害警戒判定メッシュ情報	・2時間先までの雨量予測に基づく土砂災害の危険度の分布を表示したもの（全国5kmメッシュ・10分毎）	気象庁
土砂災害危険度をより詳しくした情報	・都道府県毎に1～5kmメッシュ・10分～60分毎・最大2～3時間先までの土砂災害の危険度を表示「広島県土砂災害危険度情報」	広島県
土砂災害警戒情報	・大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	気象庁 広島県
土砂災害緊急情報	・重大な土砂災害の緊迫している状況で、緊急調査が実施された時、土砂災害が想定される土地の区域及び時期が発表される。	国交省 広島県

【避難情報の発令時期】 本編 P. 7～14

洪水の判断基準

各発令については、次表の基準により現状の河川の観測水位に、今後の雨量予測や河川巡視等の情報も含めて総合的に判断する。また、目安となる基準に達していなくても、過去の災害状況等を考慮し、判断を行うものとする。

種別	判断要件	目安となる情報
避難準備・高齢者等避難開始		・「避難判断水位」に達したとき。<u>（※）</u> ・「大雨警報（浸水害）」又は「洪水警報」が発表され、今後も数時間以上の降雨が予測されるとき。 ・洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が表示されたとき。 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布で「警戒」（赤色）が発生したとき。 ・堤防の軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・強い雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
避難勧告		・「氾濫危険水位」に達したとき。<u>（※）</u> ・「記録的短時間大雨情報」が発令されたとき。 ・洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が表示されたとき。 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が発生したとき。 ・堤防の異常な漏水・浸食等が発見されたとき。
避難指示（緊急）		・「大雨特別警報」が発表されたとき。 ・市内の各水位観測所で越水開始水位に到達するおそれが高いとき。 ・洪水警報の危険度分布で「極めて危険」（濃い紫色）が表示されたとき。 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布で「極めて危険」（濃い紫色）が発生したとき。 ・堤防が決壊したとき又は決壊のおそれが高まったとき。 ・越水・溢水が発生した又は発生のおそれがあるとき。

※当該情報が発表された場合、自動的に避難情報を発令することとする。

(留意事項)

・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令にあたり、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある

場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

- ・地震により堤防が決壊することも想定されるため、地震発生時には、堤防の決壊について情報収集に努め、堤防の漏水・浸食が発見された場合は避難準備・高齢者等避難開始、漏水等の状況によっては避難勧告、決壊につながるような前兆現象が発見された場合は避難準備・高齢者等避難開始の判断材料とする。

土砂災害の判断基準

各発令にあつては、今後の雨量予測や巡視等の情報も含めて総合的に判断し、前兆現象による報告を受けた場合は、その規模に応じて判断する。また、目安となる基準に達していなくても、過去の状況等を考慮し、個別に判断する。

判断要件 種別	目安となる情報
避難準備・ 高齢者等 避難開始	・「大雨警報（土砂災害）」が発表され、かつ、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で赤色地域が発生したとき。 ・「大雨注意報」が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に「大雨警報（土砂災害）」に切り替わる可能性が高い旨に言及されているとき。 ・強い雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
避難勧告	・「大雨警報（土砂災害）」が発表され、かつ、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で薄い紫色地域が発生したとき。 ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 ・「大雨警報（土砂災害）」が発表され、かつ、「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき。 ・土砂災害の前兆現象（資料編3ページ参照）が発見されたとき。 ・近隣地区で土砂災害が発生したとき。
避難指示 （緊急）	・「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で濃い紫色地域が発生したとき。 ・「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ、「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき。（※） ・「大雨特別警報」が発表されたとき。 ・土砂災害が発生したとき。

※当該情報が発表された場合、自動的に避難情報を発令することとする。

（留意事項）

- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令にあたり、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。
- ・既に避難指示（緊急）を発令しているなかで、大雨特別警報が発表された場合には、避難指示（緊急）の対象範囲が十分であるか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。
- ・前兆現象や土砂災害が対象区域外で発生した場合は、躊躇なく避難指示（緊急）の対象区域とする。

(3) 課題

上記「(1) 当時の状況」において、各種計画どおり行えたのか、実際の活動ではどうだったのかなどの課題については、次のとおりである。

ア 各種計画の課題

地域防災計画

- 【気象状況等の収集】及び【分析及び避難情報の発令時期】ともに、基本的な考え方、判断の拠り所となる所在は、概ね適正に記載されている。

避難判断マニュアル

【気象状況等の収集及び分析】

- 気象情報等の情報の所在は、概ね適正に記載されている。

【避難情報の発令時期】

- 気象状況が自動発令条件に達していたが、めまぐるしく変わる市内各地の観測状況の把握や本部会議での説明等に追われ、避難情報が迅速に発令できなかった。
- 土砂災害を理由として避難情報を発令した後、河川氾濫等が発生した場合の複合的な災害について、どのように情報を伝達するのか、定まっていない。

- 内閣府のマニュアルでは、大雨特別警報が発表された時には、避難が完了状態であることとされており、市のマニュアルの表現及び解釈に誤解があった。

イ 活動の課題

- 総括班の人員が少なく、各班からの対応、資料作成・整理等を行いながら、気象状況や雨量情報などを随時確認・分析、住民からの電話対応が必要となり業務遂行が困難となった。
- 土砂災害での避難情報を発令したのち、河川氾濫等に対しての観測・注視を行っていなかった。
- 避難判断マニュアルに基づき発令したが、本部会議でマニュアルの説明を行うなど、発令に時間を要した。
- 本部会議が長時間に及んだことで、会議運営に携わっていた総括班や各防災班の業務が滞っていた。
- 防災班間のあらゆる問題や対応の確認等について、総括班が関与することを求められ、総括班の業務が滞っていた。

(4) 対応方針

「(3) 課題」の対応方針は次のとおりである。

ア 各種計画の対応方針

- 避難判断マニュアル【避難情報の発令時期】
 - ・ 自動発令の条件について精査が必要である。
 - ・ 土砂災害と洪水災害などの複合的な災害の場合、住民への伝達方法などを記載する必要がある。
 - ・ 常に国、県のマニュアルと整合を図る必要がある。

イ 活動の対応方針

- 限られた人員で、多くの業務を効率よく行うには、総括班など職員個々の災害対応能力の向上や役割分担が必要である。
- 開設している避難所は、全ての災害に対応した施設とは限らないため、引き続き、気象情報や河川水位等の注視及びその情報を発信できる人員確保が必要である。
- 総括班だけではなく、各防災班及び本部員も避難判断マニュアルを予め把握しておく必要がある。
- 会議毎に議題を決めて、それに基づき議論する必要がある。
- 各防災班が主体的に防災活動を実施し、班間調整を行うなど、総括班が仲介しない体制の構築強化が必要である。

(5) 検証結果及び提言

(1)当時の状況、(2)現行の各種計画の記載状況、(3)課題及び(4)対応方針について検証した。

各種計画の記載状況及び活動の課題では、特別警報における対応で、国・県のマニュアルの誤解や防災気象情報の観測員の不足など、不十分な点（課題）が認められた。これらの課題に対して、国・県のマニュアルと整合を図ること、組織全体の災害対応能力の向上などが対応方針として挙げられており、この対応方針に基づいて具体的な施策を実行すべきと考える。

特別警報の対応における、国・県のマニュアルの誤解については、対応方針にあるように出水期に向け、市マニュアルの早期改定が必要であるとともに、そのマニュアルを活用するための、防災気象情報の観測体制について、次のとおり提言する。

気象情報等の観測を行う体制整備

避難情報を発令するまでには、気象情報の確認や発令文章の作成など、様々な手順を踏む必要がある。少しずつ変化していく気象状況下では、リードタイムがあり比較的容易に対応できるが、今回の様な急激な状況変化に対応するためには、より十分な事前準備を行うとともに、これらの作業を可能な限り同時進行できる体制整備が必要である。

特に雨雲、雨量、土砂災害メッシュ情報、河川水位など、重要な情報を確実に注視するため、気象状況の監視を行い、広島地方気象台との連絡を専属的に行う職員を配置することなど、気象の観測体制強化を検討すべきである。

2 情報伝達の方法

避難情報の発令に伴う、住民への伝達方法について、現行の地域防災計画及び避難判断マニュアルに基づき対応ができたのか、問題点はあったのか検証を行った。

(1) 当時の状況

日付	発信情報	情報発信ツール（使用した班）
7/5	13：30 注意喚起	防災メール・・・（総括班）
	17：30 避難勧告 発令（※1）	防災メール・・・（総括班） 緊急告知ラジオ・・・（総括班）
	20：00 避難所 開設	屋外拡声器・・・（総括班） Ｌアラート・・・（総括班） 市ＨＰ、ＳＮＳ・・・（広報班） カモンケーブル・・・（広報班）
	23：30 避難所 閉鎖	防災メール・・・（総括班） Ｌアラート・・・（総括班） 市ＨＰ、ＳＮＳ・・・（広報班） カモンケーブル・・・（広報班）
7/6	09：30 避難所 開設	防災メール・・・（総括班）
	17：30 避難勧告 発令（※2）	緊急告知ラジオ・・・（広報班）
	17：30 避難準備・高齢者等避難開始発令（※2）	屋外拡声器・・・（総括班）
	18：50 避難勧告 発令（※3）	Ｌアラート・・・（総括班）
	19：45 避難指示 発令（※4）	市ＨＰ、ＳＮＳ・・・（広報班）
	21：30 避難所 開設	カモンケーブル・・・（広報班）
7/9	05：30 避難指示 解除	防災メール・・・（総括班） Ｌアラート・・・（総括班） 市ＨＰ、ＳＮＳ・・・（広報班） カモンケーブル・・・（広報班）

【市防災メールの文面】

※緊急告知ラジオ及び屋外拡声器でも同様の文面で放送

※1 7/5 17:30 避難勧告 発令時 タイトル 河内町入野に「避難勧告」を発令しました 本文 河川の水位が上昇したことにより、河内町入野に「避難勧告」を発令しました。 次の避難所を開設しています。 鶴亀山老人集会所 ※避難所への移動が困難な場合は、屋内の2階以上へ避難してください。	※2 7/6 17:30 避難勧告 発令時 タイトル 避難勧告等を発令しました 本文 大雨による土砂災害警戒情報が発表され、次の地区に避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 【避難勧告】 志和町西志和、志和町志和堀、福富町竹仁、安芸津町三津、安芸津町風早、安芸津町木谷 ※追加 河内町入野（継続） 【避難準備・高齢者等避難開始】 避難勧告対象地区以外の東広島市全域 次の避難所を開設しています。 【開設中の避難所】 東広島市総合福祉センター 八本松地域センター 志和生涯学習センター 高美が丘地域センター 黒瀬保健福祉センター 福富保健福祉センター 豊栄保健福祉センター 河内保健福祉センター 鶴亀山老人集会所 安芸津文化福祉センター ※避難所への移動が困難な場合は、屋内の2階以上へ避難してください。	※3 7/6 18:50 避難勧告 発令時 タイトル 東広島市全域に「避難勧告」を発令しました 本文 土砂災害の危険性が高まったことにより、18時50分に東広島市全域に「避難勧告」を発令しました。 次の避難所を開設しています。 なお、その他に避難所を追加で開設準備中です。 【開設中の避難所】 東広島市総合福祉センター 八本松地域センター 志和生涯学習センター 高美が丘地域センター 黒瀬保健福祉センター 福富保健福祉センター 豊栄保健福祉センター 河内保健福祉センター 鶴亀山老人集会所 安芸津文化福祉センター ※避難所への移動が困難な場合は、屋内の2階以上へ避難してください。	※4 7/6 19:45 避難指示（緊急） 発令時 タイトル 東広島市全域に「避難指示（緊急）」を発令しました 本文 大雨特別警報が発表され、災害の発生する可能性が極めて高くなっていることにより、東広島市全域に「避難指示（緊急）」を発令しました。 次の避難所を開設しています。 なお、その他に避難所を追加で開設準備中です。 【開設中の避難所】 東広島市総合福祉センター 八本松地域センター 志和生涯学習センター 高美が丘地域センター 黒瀬保健福祉センター 福富保健福祉センター 豊栄保健福祉センター 河内保健福祉センター 鶴亀山老人集会所 安芸津文化福祉センター ※避難所への移動が困難な場合は、屋内の2階以上へ避難してください。
---	--	---	--

(2) 現行の各種計画の記載状況

現行の地域防災計画及び避難判断マニュアルにおいて、避難情報の発令に伴い、住民への伝達方法に関する記載は、次のとおりである。

地 域 防 災 計 画 （ 引 用 ）

【住民への伝達方法】 P. 81～82

- ・ 避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を、コミュニティFM、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（CATV含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。
- ・ 市は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- ・ 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避 難 判 断 マ ニ ュ ア ル （ 引 用 ）

【住民への伝達方法】 P. 17

発信元		伝達手段	伝達先
総括班（危機管理課）		緊急速報メール	市内携帯電話所有者（一部機種を除く）
		防災情報等メール（配信システム ※）	登録者
		広島県防災情報システム（公共情報コモンズ（Lアラート）を経由して各報道機関へ）	市全域
		エフエム東広島（緊急告知放送）	市全域
		防災行政無線	八本松町原地区
消防班（消防総務課）		消防車等	対象地区
		消防団車両	対象地区
支 所 班	黒瀬支所	広報車 ※	対象地区
	福富支所		
	豊栄支所		
	河内支所		
	安芸津支所		
生活救助班（社会福祉課）		電話・FAX等	避難行動要支援登録者
広報班（広報戦略課）		広報車 ※	対象地区
		エフエム東広島 ※	市全域
		市ホームページ ※	
		カモンケーブルテレビ ※	
		各報道機関	
避難所班（生涯学習課）		電話・FAX等	各避難所管理者

※自主避難の注意喚起においては、これらを使用する。

(3) 課題

上記「(1) 当時の状況」において、各種計画どおり行えたのか、実際の活動ではどうだったのかなどの課題について、次のとおりである。

ア 各種計画の課題

地域防災計画

- 緊急速報メールを使用していなかった。
- 7月5日13:30の注意喚起以降、避難情報及び避難所の開閉以外の防災情報発信は各1回のみしか行っていなかった。

避難判断マニュアル

- 緊急速報メールを使用していなかった。

イ 活動の課題

- 避難情報発令地区や避難所開設数が増加していくと、市防災メールが長文になり、受け手が確認しづらい。また、緊急告知ラジオによる放送では、1回の放送時間が約3分なので、長文になると、複数回に分けて放送する必要が生じる。
- 緊急告知ラジオによる放送は、1つの内容について1回しか放送していないので、聞き取れない可能性がある。
- 屋外拡声器が大雨の中、聞こえなかった可能性がある。
- 緊急告知ラジオの難聴地域では、停電時等は複数の情報伝達手段の確保が困難となる可能性がある。
- 緊急速報メールは、文字数制限があり、正確な防災情報が伝達できない可能性がある。
- 避難情報の解除や避難所閉鎖時には、市防災メール、ラジオの通常放送、Lアラート、市HPのみで情報発信していたため、住民が情報に気付かなかった可能性がある。
- 市防災メール、緊急告知ラジオの普及率が低く、全ての住民に避難所開設情報等が迅速に届かない可能性がある。
- 外国人市民に対して、多言語による防災メールの発信、市ホームページに多言語のハザードマップ（一部）を掲載しているが、このような情報の周知が十分でなかった可能性がある。

【市の情報伝達ツール】

東広島市の情報伝達手段は次のとおりである。

なお、平成30年6月末時点での東広島市の人口及び世帯数は、186,832名、84,196世帯である。

避難情報 発令	避難情報 解除	種類	現状・特性等	Jアラート 連動	制約等
○	○	市防災メール	・登録者数 6,626名 ・無料登録	○	・長文だと読みづらい ・対象が登録者のみ
○ (緊急放送)	○ (通常放送)	緊急告知ラジオ	・購入者等 11,571名 ・価格 2,000円/台 ・配信地域 町別配信 ・自動起動が可能	○	・放送時間は約3分である ・対象が購入者のみ
○	○	市ホームページ	・ホームページ掲載	○	・インターネット環境が必要
○	○	Lアラート	・広島県防災システムを通じて、NHKデータ放送、防災アプリなどで配信	○	・配信に時間がかかる。
○	○	カモンケーブル SNS	・カモンケーブルテレビで配信 ・Facebookなどで配信	○	・対象が契約者又は登録者のみ
○	×	広報車	・広報車による啓発広報	×	・大雨などでは聞こえにくい ・職員の安全確保
○	×	屋外拡声器 60基	・地域限定（河内、黒瀬、安芸津） ・緊急告知ラジオの起動と連動	○	・大雨などでは聞こえにくい
×	×	緊急速報メール	・携帯電話所持者（市内） ・市境を超えた配信が行われることがある。	○	・文字数が200字と限定されている

(4) 対応方針

「(3) 課題」の対応方針は次のとおりである。

ア 各種計画の対応方針

地域防災計画

- 使用基準等を定め、緊急速報メールを使用していく。
- 避難情報や避難所開設情報以外でも、必要に応じ、的確な避難行動をとってもらえるよう注意喚起等様々な防災情報を発信する必要がある。

避難判断マニュアル

- 使用基準等を定め、緊急速報メールを使用していく。

イ 活動の対応方針

- 受け手が理解しやすいようメール文及び放送文を工夫する必要がある（テンプレート（定型文）の作成）。
- 避難情報の発令にあつては、可能な範囲で、複数回放送を行う必要がある。
- 緊急告知ラジオや防災メールなど、停電等に備え複数の情報手段を確保してもらうよう周知する必要がある。
- どの年代でも複数の情報入手手段が確保できる対策及びFM難聴地域への対策を講じる必要がある。
- 緊急速報メールは、多くの市民や観光客等に届くが、文字数に制限があるため、異変を察知するための手段として周知し、詳細な防災情報入手を取ってもらうことを周知する必要がある。
- 避難情報の解除や避難所の閉鎖時において、緊急速報メールや緊急告知ラジオ（緊急放送）での情報発信の可否について、検討する必要がある。
- 特に避難行動に時間を要する市民に対し、確実に情報を届ける対応が必要である。
- 外国人市民への情報伝達については、平常時から災害情報の入手先をどれだけ広報できるかが重要であり、その方法について検討する必要がある。

(5) 検証結果及び提言

(1)当時の状況、(2)現行の各種計画の記載状況、(3)課題及び(4)対応方針について検証した。

各種計画及び活動の課題では、緊急速報メールを活用していなかったことや情報入手媒体の普及が不十分な点（課題）が認められた。これら課題に対して、緊急速報メールを積極的に活用するための使用基準を定めること、複数の情報入手手段の確保などが対応方針として挙げられており、この対応方針に基づいて具体的な施策を実行すべきである。

情報伝達や情報入手に関する周知などについて、次のとおり提言する。

防災情報の発信のあり方

避難情報の発令時には、緊急を要することから、市民に確実に情報を伝えるため、防災メールや緊急告知ラジオなど、複数の媒体を使用する必要がある。その際には、受け手が身の危険を感じられるように発令地区を限定し、発信情報が理解しやすいように文面を工夫する必要がある。

また避難情報の解除時など緊急を要しない場合では、防災メールや市ホームページなど多様な伝達手段を利用して、情報伝達していくことを、住民に周知する必要がある。

緊急速報メールの周知・活用

緊急速報メールは、市域全体へ普及率の高い携帯電話に対して、強制的に避難情報を伝達できる効果的な手段である。したがって、災害の危険性に気づいていない住民に対して、まずはその危険性に気づいてもらうという点において有効であることから、積極的に活用すべきである。

また、緊急速報メールによる情報発信は、文字数制限があることから、他の媒体において、より詳しい情報が得られる方法を追記するなど、配慮が必要である。

緊急告知ラジオの普及啓発

複数の情報伝達手段を確保することは、避難行動へ繋げる重要な要素である。デジタル媒体が進歩する中で、高齢層へ対して緊急告知ラジオは、受け手側で操作を必要としない媒体であることから有効であり、普及の到達目標を設定するなどして、引き続き普及啓発に取り組むべきである。

避難情報の理解とそれに対する取るべき行動の周知

避難情報と避難行動は密接に関係しており、住民が避難情報を理解することは、迅速な避難行動へ繋がる重要な要素である。

そのためには、住民一人一人が、避難情報のどのタイミングで避難行動を取るべきか、日頃から考えることが大事であり、それを考えるきっかけとして、様々な活動を通じて、周知を図るべきである。

多文化社会における情報入手手段の周知

外国人留学生から、避難情報の発令に気づけなかったが、身の危険を感じ、自ら避難したという話を聞いた。市は、多言語により防災メールの発信と、市ホームページで情報発信を行っていたが、災害情報の入手手段がわからなかった外国人市民が多い可能性がある。

このことから、関係機関と連携し、外国人市民を対象に災害情報の入手方法を周知するとともに、日頃から防災について考え体験する機会の充実を図るべきである。

3 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営やそれに伴う事前準備などについて、現行の地域防災計画に基づき対応ができたのか、問題点はあったのか検証を行った。

(1) 当時の状況

基本情報

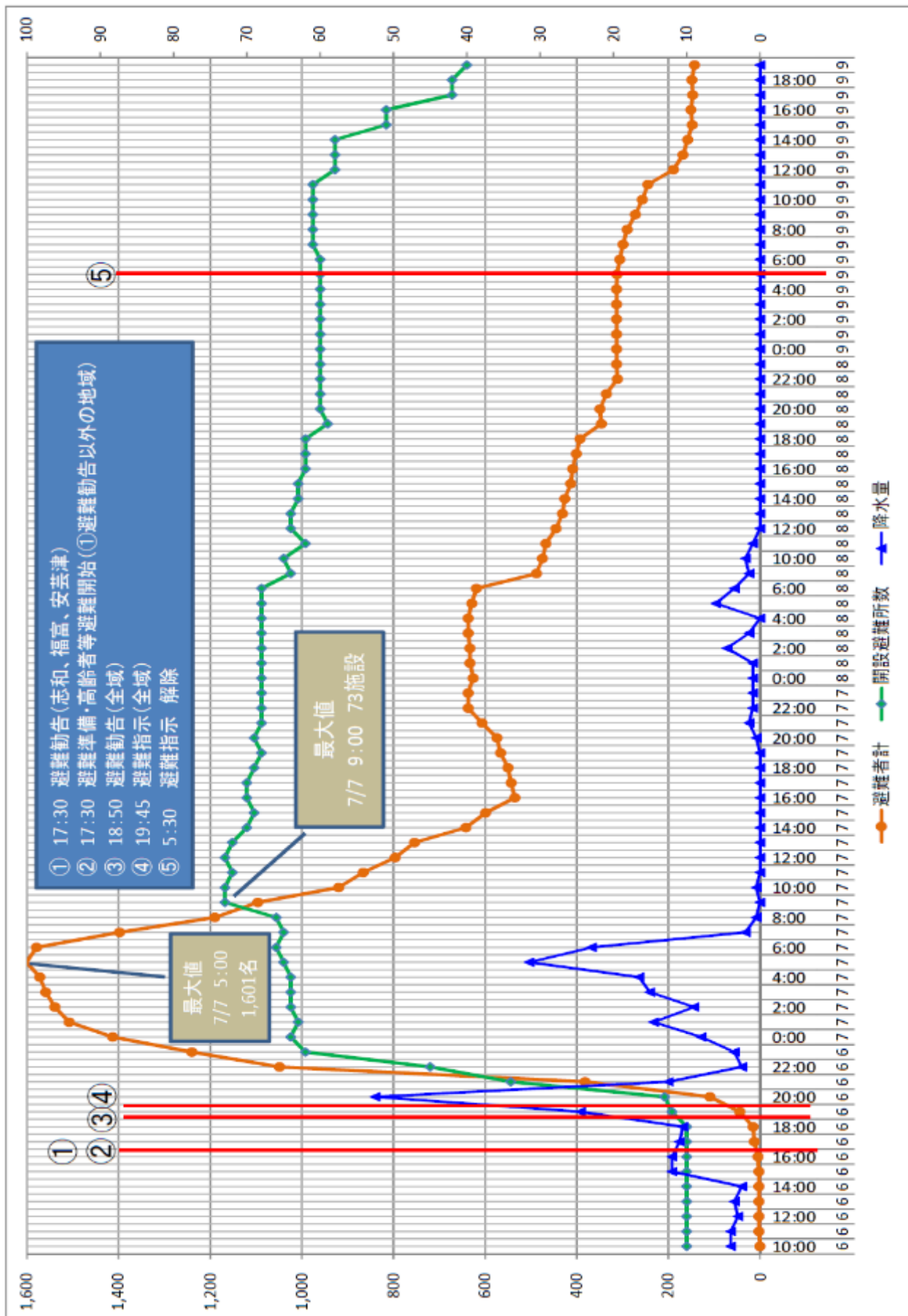
指定避難所数	229施設
開設避難所数（最大）	73施設（地域開設含む）
避難者数（最大）	1,601名

市の体制

従事人数	2名/各避難所
開設の流れ（例）	自宅⇒本庁⇒各避難所
従事時間（1人/時間）	約8時間
運営概要	避難者名簿作成、本部へ定時報告、非常食の配布等



【避難者数及び避難所の推移】



(2) 現行の各種計画の記載状況

現行の地域防災計画において、避難所の開設・運営やそれに伴う事前準備などに関する記載は、次のとおりである。

地 域 防 災 計 画 （ 引 用 ）

【事前準備等】 P. 40～42

- ・ 市は、避難所の開設及び運営について、あらかじめ計画を策定しておくものとする。また、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- ・ 市は、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- ・ 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。また、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所での飼養について、ゲージの準備等の周知を図るものとする。

【避難所の開設】 P. 127

- ・ 市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を指示した場合、市長は設置義務者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う。）の間、避難所を開設して救助に当たる。
- ・ 避難所としては、学校、生涯学習センター、地域センター、集会所等が適当とされるが、これらの土地、建物の所有者と事前に協議し、避難予定場所の所在地、名称、概況、受入れ可能人員等その実態を把握するとともに、関係者に周知させる。
- ・ 福祉避難所は、施設がバリアフリー化されているなど、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた条件で指定した避難所のことである。社会福祉施設等の既存施設を利用するのが適当である。また、市は、福祉避難所として利用可能な施設に関する情報を収集し、施設管理者と十分調整し、協力を得られる施設を選定し、福祉避難所として指定する。

【避難所の運営】 P. 127～128

- ・ 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により避難所及び避難者の状況を把握し、関係防災機関へ連絡する。
- ・ 避難所の衛生管理に努め、救護所の設置等必要な医療体制を確保するとともに、特に避難が長期化するおそれのある場合等は、避難者のプライバシー確保に配慮する等良好な生活環境を維持するよう注意を払う。
- ・ 避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- ・ 高齢者、障害者等要配慮者の避難所での健康状態の把握に努める。
- ・ 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。
また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- ・ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- ・ やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- ・ 必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(3) 課題

上記「(1) 当時の状況」において、地域防災計画どおり行えたのか、実際の活動ではどうだったのかなどの課題について、次のとおりである。

ア 地域防災計画の課題**【事前準備等】**

- 住民自治協議会や自主防災組織などで運営するための避難所開設・運営マニュアルがなかった。
- 家庭動物の受入れ体制の整備ができていなかった。

【避難所の運営】

- 家庭動物の受入れ体制の整備ができていなかったため、一部の施設において、受け入れることができなかった。

イ 活動の課題**【事前準備等】**

- 福祉避難所の設置・運営マニュアルの整備ができていなかった。
- 家庭動物の受入れ体制ができていなかった。

【避難所の開設】

- 職員が開設する避難所へ向かうのに、交通状況により時間がかかったり、到着できなかった。

【避難所の運営】

- 避難者の出入りが多く、避難者名簿を作成していても、個人の特定に苦慮した。
- 今回のように、一度に多くの避難所を開設した場合、集中備蓄では道路の寸断などがあり、すべての方へ備蓄品を配ることは困難であった。
- 今回のように、一度に多くの避難所を開設し、また長期化した場合には、市職員で全ての避難所運営業務を行うこととなり、多くの職員が避難所へ従事することで、他の災害対応業務に従事できない事象が生じた。
- 様々な報道機関や国県などによる調査が避難所へ来て、取材等することで、プライバシーの確保などが難しく避難者が疲弊していた。

(4) 対応方針

「(3) 課題」の対応方針は次のとおりである。

ア 地域防災計画の対応方針

【事前準備等】

- 避難所の開設・運営マニュアルを住民自治協議会や自主防災組織などでも使用できるものを作成する。
- 避難所の動物受入れ可否の検証、受け入れる場合の対応はどうするのかなどの体制整備を行うと共に、飼い主に対して、事前準備をしてもらうよう周知する必要がある。

【避難所の運営】

- 避難所の動物受入れ可否の検証、受け入れる場合の対応はどうするのかなどの体制整備を行う必要がある。

イ 活動の対応方針

【事前準備等】

- 福祉避難所の設置・運営マニュアルを作成する必要がある。
- 避難所の動物受入れ可否の検証、受け入れる場合の対応はどうするのかなどの体制整備を行う必要がある。

【避難所の開設】

- 市職員が道路状況で避難所に行けない場合など、開設に時間を要する事象が生じるため、迅速な開設に向け、住民自治協議会や自主防災組織などで協力し、開設してもらうよう啓発する必要がある。

【避難所の運営】

- 避難所内でエリアを区切り班長を決めるなど、避難者の把握方法について検討する必要がある。
- 各家庭での備蓄を啓発する必要がある。また、備蓄品を配布する基準を決めるなどの検討が必要である。
- 災害対応になると、公助には限界があり、住民自治協議会や自主防災組織などで行えるところは行ってもらい、公助でしかできないところに注力することが、早期復旧には必要なので、そのことを周知し、理解してもらうことが必要である。
- 避難所での報道対応等について、避難所の開設・運営マニュアルで整備する必要がある。

(5) 検証結果及び提言

(1)当時の状況、(2)現行の各種計画の記載状況、(3)課題及び(4)対応方針について検証した。

各種計画及び活動の課題では、家庭動物の受入れ体制の未整備や集中備蓄など、不十分な点（課題）が認められた。これら課題に対して、事前周知や家庭内備蓄などが対応方針として挙げられており、この対応方針に基づいて具体的な施策を実行すべきである。

避難所開設・運営には住民自治協議会や自主防災組織などの協力が必要不可欠であり、地域住民等との連携を前提とした、開設・運営のためのマニュアルの改訂が必要である。さらには、今回のような広域災害を想定し、避難所に携わる可能性のある市職員全体のスキルアップに取り組むべきである。以上のことから、次のとおり提言する。

住民自治協議会や自主防災組織などとの協力体制の構築

今回の豪雨災害においても、避難所の開設・運営に関して、地域住民が主体的に行うことで、避難所内で地域コミュニティが形成され、スムーズな運営が行われていることが改めて確認できた。これは地域住民で行ったからこそ成しえた結果だと考える。

こうした地域防災活動を全市的に展開するため、住民自治協議会や自主防災組織などとの協力を前提としたマニュアル改訂を行えば、よりスムーズな活動が行えると考えられる。

具体的には、まずは市でマニュアル整備を行い、つぎに住民自治協議会や自主防災組織などでこのマニュアルを基に、地域毎の事情に合わせて、見直していくことが重要である。

しかしながら、地域住民も被災者であり、避難所運営が長期化するなど、想定しない事態が起こる可能性もあるため、市は住民自治協議会や自主防災組織などと顔の見える関係の構築を図るべきである。

職員向けの訓練実施

今回の豪雨災害では、多くの避難所を開設・運営したこともあり、今まで避難所に関わったことのない職員が対応に当たる場面も見受けられた。そのため、災害対策本部との連絡方法、職員間での引継ぎ方法、ペットの受入れ体制など、今回の豪雨災害で不十分だった点（課題）に重点をおいた、避難所の開設・運営に関する訓練や研修を実施すべきである。

ペットの同行避難に関する周知

ペットの受入れ体制が未整備であるため、早急にルールを整備する必要がある。また、ペットの同行避難に関して、基本的には飼い主が事前準備（ゲージなど）することが前提であるが、住民へ十分周知できていない可能性がある。このことから、広報紙や動物病院等の協力を得たイベントなど、様々な機会を通じて、周知すべきである。

地域特性に応じた一時避難場所への支援

地域によっては、指定避難所へ行くことが、遠方な場合や交通手段がない場合などで困難な場合がある。そのような中で、地域の事情にあった一時的に避難する場所を、地域住民で事前に取り決めておき、避難するということは早期の避難行動に繋がると考える。

市は、そのような地域独自の一時的に避難する場所を事前に取り決めてもらえるよう、支援する必要がある。

4 自助、共助、公助の役割

自助・共助・公助の役割について、現行の地域防災計画にはどのように記載されているのか、実際の活動はどのようなかなどを整理したものが、次のとおりである。

(1) 自助・共助・公助とは

広島県防災対策基本条例には、次のとおり規定されている。

前文

災害から生命、身体や財産を守り、安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通のねがいである。

しかし、近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地球における防災力の低下が懸念されている。

特に、全国で最多の土砂災害危険箇所を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることが想定される。

このような被害を軽減するため、県、市町等が、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進していく中で、より一層被害の軽減を図るためには、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。

ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

基本理念

防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、災害時要援護者（現 災害時避難行動要支援者）の支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行わなければならない。

(2) 現行計画の記載状況

現行の地域防災計画において、自助・共助に関する記載は、次のとおりである。

地 域 防 災 計 画 （ 引 用 ）

【防災教育】 P. 24～25

(1) 防災思想の普及、徹底

防災関係機関は、市民が、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみで安全確保に努めるものとする。

災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、津波避難場所などで自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めるよう、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

(2) 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図るものとする。

ア 普及啓発内容

- (ア) 暴風、豪雨、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- (イ) 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- (ウ) 危険物等の保安に関する知識
- (エ) 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- (オ) 建築物に対する防災知識
- (カ) 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- (キ) 文化財、公共施設等に関する防災知識
- (ク) 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- (ケ) 海上における大規模な流出油等の防災に関する知識
- (コ) その他防災知識の普及啓発に必要な事項
- (サ) 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

イ 実施方法

- (ア) ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- (イ) 広報車、テレビ、ラジオ等放送施設による普及啓発
- (ウ) 広報紙等の広報媒体による普及啓発
- (エ) 映画、スライド等による普及啓発
- (オ) 防災に関する講習会、展示会、地域集会等の開催による普及啓発
- (カ) 幼少年女性消防クラブの育成・指導
- (キ) 学校教育を通じての児童・生徒等に対する周知徹底
- (ク) その他時宜に即した方法による普及啓発

3 市民の役割

平常時及び災害時における市民の主な活動は、次のとおりである。

平常時の活動	災害時の活動
(1) 家や塀の防災性の向上を促進する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 (6) 緊急医薬品等の準備をする。 (7) 生活必需品の準備をする。 (8) 非常用持ち出し袋など防災用品の準備をする。 (9) 防災講習会、訓練に積極的に参加する。 (10) 家庭内で対応措置の話し合いをする。 (11) 自主防災組織に積極的に参加する。	(1) 我が身の安全を図る。 (2) 火の始末、消火をする。 (3) 我が家、家のまわりの被害点検をする。 (4) 救助活動、自主防災組織の活動へ参加する。 (5) 情報の確認、伝達に努める。 (6) 災害が発生したときには避難所へ避難する。

【自主防災組織】 P. 27～29

第5 自主防災組織等の育成、指導

2 実施事項

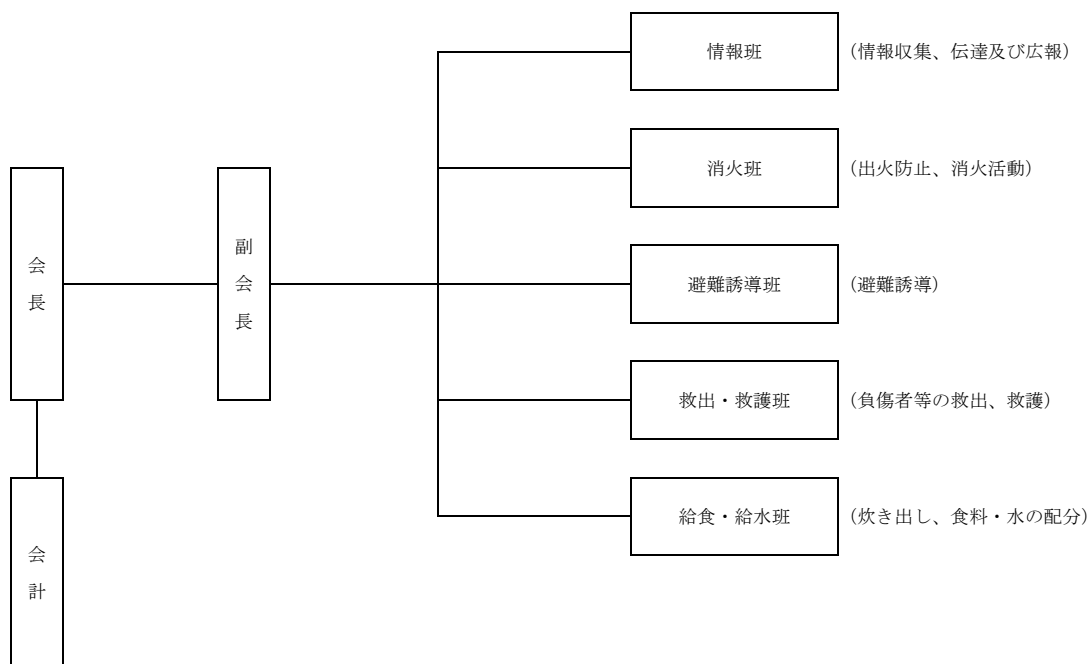
市は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- (2) リーダー養成のための講習会等の開催
- (3) 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導
- (4) その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

3 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織は、既存の住民自治協議会の協力を得る。
- (2) 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日においても支障がないよう組織を編成する。
なお、自主防災組織の一般的な編成例としては、次のようなものがある。

〈自主防災組織の編成例〉



第6 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動内容に基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。

1 平常時の活動

- (1) 組織の編成と各班の役割を明確にする。
- (2) 防災知識の普及活動を行う。
 - ア 各戸に対して出火防止、倒壊予防措置を呼びかける。
 - イ 地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、がけ崩れ危険箇所を把握し、地域住民に周知する。
 - ウ 地域内の消防水利を把握する。
 - エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
 - オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- (3) 防災訓練を行う。

災害時に備えて、情報連絡、消火、給食、給水等の訓練を行う。
- (4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
 - ア 各戸に対して火気使用器具及び場所の点検を指導する。
 - イ 各戸に対して易燃性・可燃性物品の点検を指導する。
 - ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。
- (5) 防災資機材を整備する。

地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出・救護用、給食・給水用資機材等を整備しておく。
- (6) 情報の収集、伝達体制を確立する。
 - ア 市、消防局等防災関係機関から伝達された情報を迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。
 - イ 地域ごとに収集すべき情報を定めておく。
- (7) 住民の避難誘導体制を確立する。

地域内の高齢者、障害者等自力で避難の困難な要配慮者への援助者を事前に決めておく。

2 災害時の活動

- (1) 自主防災組織の編成及び役割分担の活動体制を確立する。
- (2) 市、消防局等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確、迅速に地域住民に周知する。
- (3) 市、消防局等防災関係機関との連絡を密にし、地域の警戒、被害状況の把握等情報収集、伝達、出火防止及び初期消火、負傷者の救護、避難誘導、要配慮者の避難支援、非常時の給食、給水等の必要な活動を行う。

(3) 現状

本市における自助・共助・公助の現状は、つぎのとおりである。

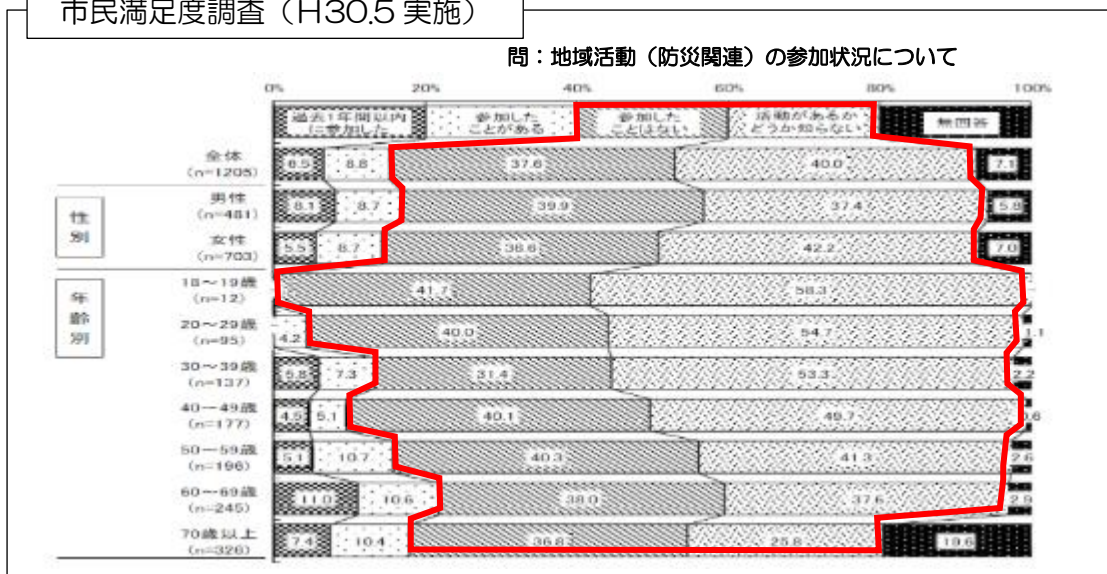
ア 自助の現状

被災経験の有無や地域内での防災活動の参加等により、住民個人の意識は地域によって差があると思われる。

平成30年度市民満足度調査によると、地域コミュニティ活動として、防災活動等に関する質問では、「参加していない」「活動があるかどうか知らない」という意見が全体の70%以上を占めていた。

なお、サンプル数は少ないが、東広島市メールモニター「通称：のんモニ」では、「自助・共助・公助について知らなかった」が半数を超えていたことや、家庭内備蓄に関する質問では「準備・備蓄が不十分だと思う」「準備・備蓄していない」が80%以上を占めていた。

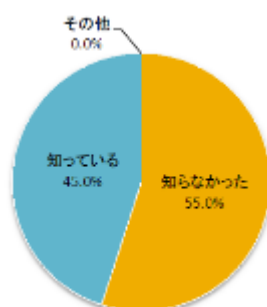
市民満足度調査（H30.5実施）



のんモニ（H30.5実施）

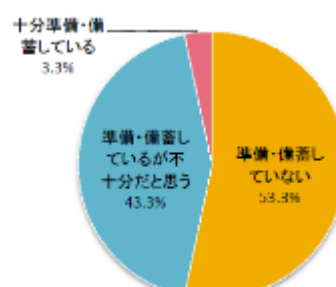
問：防災の基本「自助」「共助」「公助」について

て知っていますか？



問：ご自宅では、災害に備えて防災用品、食料などの

準備・備蓄をしていますか？



n = 60

イ 共助の現状

市では、全47地区に住民自治協議会が設立されている。その住民自治協議会単位で、自主防災組織の結成を促しており、現在45組織が結成されている。

平時の活動については、地域の防災訓練や市が行う出前講座などを活用し、活動している。また、国土地理院地図やハザードマップなどを基に、地域単位の防災マップを作成している組織もあり、地域で様々な活動を行っているが、活動状況については、地域によって異なる。

災害時などで使用する資機材の整備状況は、組織結成時に市が貸与するものと、組織独自で購入しているものがある。種類は、土のう袋やブルーシートといった消耗品から、消火器や発電機などの備品まで、地域が必要としているものを整備している状況である。

災害時の活動については、7月豪雨災害において、避難所開設・運営や炊出し、土砂撤去作業等を行っている地域があった。

共助に関する市の支援事業

- 自主防災組織結成時の資機材貸与
結成時に防災資機材の貸与
- 出前講座
地域の方へ防災に関すること等の講座の開催
- 防火防災訓練災害補償
訓練時に発生したケガ等に対応するため、市で一括して保険に加入（保険適用の条件の一つとして、事前に訓練計画書の届けが必要）
- 避難所自主運営訓練（HUG）
住民自治協議会や自主防災組織などの地域組織を対象に、地域住民が主体となった避難所の自主運営体制の構築に向けた訓練の支援や研修会等を実施（市、社会福祉協議会と連携）

地域で作成した防災マップ



貸与した防災資機材の例



地域の防災訓練



地域の災害復旧活動

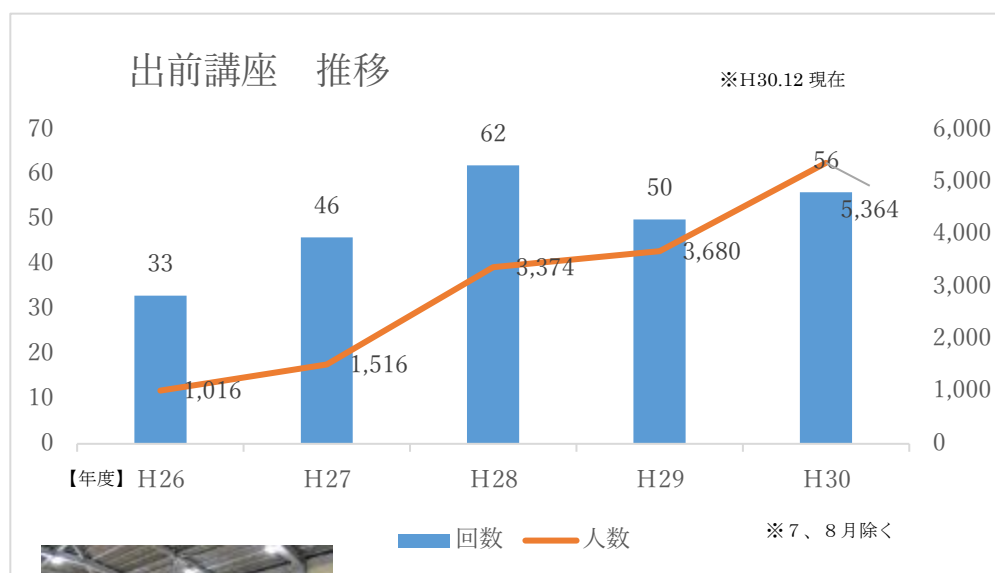


ウ 公助の現状（自助、共助を高める取組みを中心として）

市は平常時に事前の備えとして、まず地域の危険箇所及び避難所をハザードマップで、全戸配布し周知している。また、災害時の情報配信手段として、緊急告知ラジオや防災メールなどを整備し、複数の情報入手手段の確立を図っている。

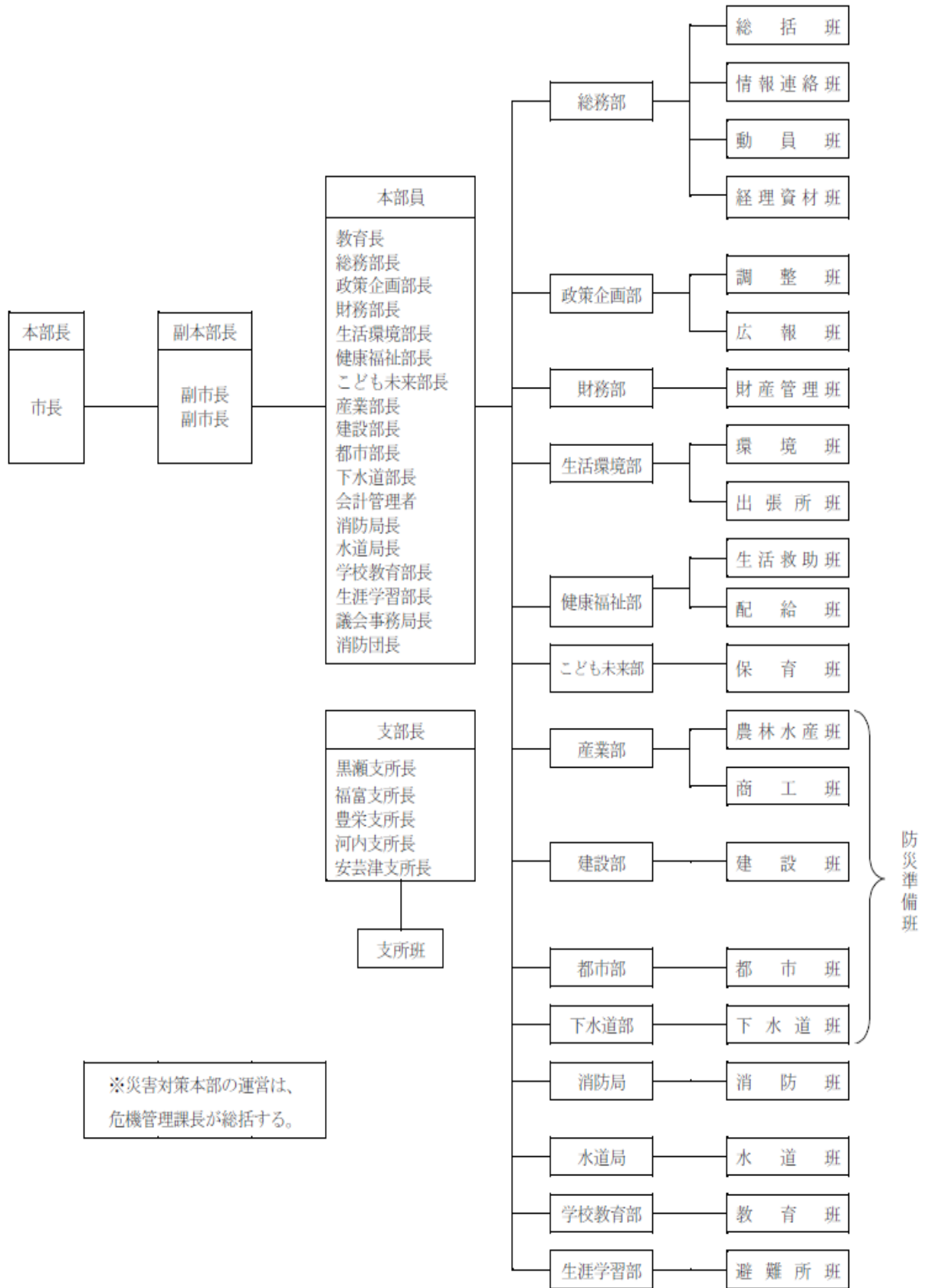
このようなことを出前講座などで、地域に継続的に周知を続けていることと、合わせて、防災に対する基礎的な知識の醸成を図っているところである。

災害時では、図のように災害対策本部を設置し、部局から様々な班を形成し活動を行っている。



出前講座風景

1 災害対策本部の組織図



(4) 課題

自助・共助・公助の課題は、つぎのとおりである。

ア 自助・共助の課題

7月豪雨のような災害では、道路の途絶などにより、災害発生直後から市保有の備蓄食料を配送することが困難な場合が想定される。そのような可能性も考慮し、住民一人一人が家庭内備蓄や複数の情報入手手段の確立などを行い、まずは災害前に備えることが重要と考える。

次に地域としては、災害時に避難所の開設運営をどのように行っていくのかが課題の一つと言える。市職員のみで行える指定避難所の開設や運営に限界があることは、7月豪雨災害で明白になっており、次なる大災害に備え、地域で一時的に避難できる場所や地域で開設する指定避難所を決めておくことも重要と考える。

また平常時には、住民の防災意識の底上げをどのように行っていくかが課題の一つだと言えるが、その中で、地域防災訓練や市内の他地域の活動状況などを参考にするなども重要である。

イ 公助の課題

7月豪雨では、避難所の開設運営、膨大な通報件数の処理、情報発信、内部の情報共有など、様々な課題がある。また、平常時では、自助・共助・公助がそれぞれ異なる枠組みを有している中、これらが有機的に連携し、相互補完関係を構築していくための施策が必要である。

公助の主な課題と方向性の概要

主な課題	方向性
【住民への正確な情報発信】	
・災害発生直後、停電、道路の通行状況、断水の問い合わせが殺到した。	・災害聴取書、通行止め、避難所等の情報を GIS で管理することにより、庁内及び庁舎外で参照できる環境の構築を行う。
【支所等本庁外との情報共有】	
・支所に本部情報が入らない。支所管内の情報伝達手段が不透明。	・総括班に支所担当員を配置し、本部情報などの情報提供や支所から情報収集を行う。 ・テレビ会議システムの導入状況を踏まえて本庁舎以外での適用を行う。 ・災害聴取書、通行止め、避難所等の情報を GIS で管理することにより、庁内及び庁舎外で参照できる環境の構築を行う（再掲）。

【職員への本部情報の浸透・共有、事務の進め方】	
・災害急性期（混乱期）に収集された情報（道路状況等）が実働部隊の末端まで届かないことで、無駄や対応作業の危険度を助長する。	・本部会議資料の庁内ネットワークによる共有とともに、各防災班による本部会議結果の班内共有の徹底に努める。 ・災害聴取書、通行止め、避難所等の情報をGISで管理することにより、庁内及び庁舎外で参照できる環境の構築を行う（再掲）。 ・本部会議資料の共有とともに、本部での決定事項は別途整理し共有（掲示）を行う。各班に関わる事項は、会議に出席した本部員・班長から班員に伝達する。 ・交通網の寸断等により、通常の防災班での勤務が困難となり、支所等での災害対応も想定されるため、全班が積極的にマニュアルを整備し、庁内共有を行う。
【備蓄のあり方等】	
・市の備蓄数量が不足したが、十分な備蓄も困難。多数の避難所が同時開設された場合の運搬手段も限られ、要望数量の配給が困難であった。	・「自助」部分として、避難する際に、必要最低限の物資を持参するよう避難情報を出す際にも市民周知する（台風等、事前に予見できる場合等は特に）。 - また、平時から、備蓄、非常持出袋の持参の周知を行う。 ・物資の調達、配給、管理を一元管理する体制構築を行う。 ・備蓄計画（数量及び品目、分散・集中・流通備蓄等）の見直しを含め、保管場所の整備・確保を行う。 ・レンタカー会社との協定締結を行う。
【避難所の運営】	
・運営職員の不足、他班への影響	・地域で運営支援を行っていただく制度設計を行い、醸成された地域から、地域による避難所開設等を行う。

(5) 相互関係

※「資料7 避難行動タイムライン」参照

総合的な地域防災力の向上において、自助・共助・公助の相互の関係強化が重要である。

例えばハザードマップ（公助）は、土砂災害警戒区域などの危険箇所及び避難所が市域全体で確認できる。しかしながら、時間が経つにつれて、災害時にならないと見ないことやどこに保管したかわからなくなることなど、次第に活用されなくなっている可能性がある。また、専門的な知識・知見に基づき作成され、記載内容の信頼性が高いものであるが、その記載内容が多岐にわたるため煩雑であったり、あるいは専門的であったりするため、全ての住民がそれらを逐一理解することが困難である可能性がある。そのような中、市ハザードマップを基に、地域で独自の防災マップ（共助）を作成することで、地域に焦点を当てた細やかな防災マップであることから、その住民（自助）にも関心が高くなり、事前の備えに繋がる可能性がある。

また、平常時に活用された地域の防災マップを基に、災害時に避難行動の目安として、「気象情報等の発表に伴う避難行動タイムライン」を活用することも方法の一つと考えられる。

さらには、公助で準備する備蓄物資も十分でないことから、各家庭における防災意識の高揚とともに家庭内備蓄に取り組む必要がある。

このように、平常時の防災体制の確立においては、公助は共助に対して、そして共助から自助に対して連携を密にして浸透を図っていけば、緊急時においても、共助が自助を支え、そして共助と公助が効果的に連帯することが実現されることが考えられる。

家庭内備蓄 例

「日常備蓄品」を準備しましょう！	
・「主な備蓄品目」を参考に、在宅避難生活をする場合を想定して、家族構成も考慮しながら少し多めに準備しましょう。	
「在宅避難」する場合の「主な備蓄品目」	
「食 品」 日持ちがする、加熱なしで食べられる、ミネラルやビタミン補給。 ☐ 水（飲料水、調理用等） ☐ ペットボトル入り清涼飲料 ☐ 缶詰（肉、魚、野菜、果物等） ☐ 菓子類、調味料 ☐ 無洗米、レトルトご飯、乾麺 ☐ レトルト食品 ☐ 栄養補助食品、健康粉末飲料	
「生活用品」 ☐ 大小ビニール袋、ゴミ袋 ☐ 救急箱、持病の薬、常備薬 ☐ ティッシュペーパー ☐ ウエットティッシュ ☐ メガネ ☐ ライター、マッチ ☐ 口栓ケア用品 ☐ ラップ（食器にかぶせて使用） ☐ 包帯の代用、防寒 ☐ トイレットペーパー ☐ マスク ☐ 使い捨てカイロ ☐ 使い捨てコンタクトレンズ ☐ 乾電池	
「女 性」 ☐ 生理用品	
「乳幼児」 ☐ 粉ミルク、離乳食、おやつ（アレルギー対応） ☐ おむつ、おしりふき	
「高齢者」 ☐ 高齢者用食品（おかゆなど柔らかい食品） ☐ 補聴器用乾電池 ☐ 入れ歯用洗浄剤、安定剤	
「被災地で重宝した品目」 ☐ カセットコンロ、ボンベ ☐ 懐中電灯、充電式ラジオ ☐ 携帯電話用乾電池 ☐ 簡易トイレ、軍手 など	
「非常持ち出し品」 は、急いで避難するときに持ち出すもの	

「非常持ち出し品」と「非常持ち出し袋」を準備しよう！		
・「基本リスト」に、自分だけの大切なものや、日々必要なものを加えて、個人ごとの1袋にアレンジしましょう！		
まずはチェック！ 「基本リスト」	衛生用品	女性向け 「マイリスト」
貴重品	救急用品	女性向け
☐ 現金（一万円札ではなく、細かい紙幣を保持） ☐ 通帳、印鑑 ☐ 健康保険証 ☐ 運転免許証 ☐ 携帯電話・充電器 ☐ 家や車の鍵（予備鍵） ☐ 予備の眼鏡、等 ☐ 通帳・カード・保険証などはコピーを準備 ☐ 家族の写真	☐ ティッシュ ☐ ウエットティッシュ ☐ 歯ブラシ等口腔ケア用品 ☐ 除菌アルコール ☐ タオル、マスク 等	☐ 生理用品 ☐ メイク用品、鏡 ☐ ヘアゴム 等
避難用具	衣料品	子供（保護者）
☐ 懐中電灯 ☐ 携帯ラジオ ☐ 予備の電池 ☐ ヘルメット、防災頭巾 ☐ 軍手 等	☐ 下着、靴下 ☐ 長袖、長ズボン ☐ 防寒用ジャケット ☐ 雨具 等	☐ お気に入りのおもちゃ ☐ おやつ ☐ 防災ブザー ☐ アレルギーなどの記録等
非常食品	生活用品	乳幼児
☐ 飲料水 ☐ 缶詰 ☐ 栄養補助食品 ☐ アメ、チョコレート ☐ アルファ化米 ☐ 乾パン 等	☐ ライター、マッチ ☐ 缶切り ☐ ゴミ袋 ☐ 箸、割りばし、紙コップ ☐ 筆記用具、メモ帳 ☐ 毛布 ☐ 携帯用トイレ 等	☐ おむつ ☐ おしりふき ☐ ミルク 等
就寝中の地震に備える「これだけは枕元に」		
・無防備になる就寝中は、とっさの行動や判断がしにくい。避難行動に必要なものは枕元に備えよう！		
枕元に置いておくもの		
☐ 靴（スリッパ） ☐ 携帯電話 ☐ 缶（ホイッスル）		☐ 懐中電灯 ☐ 携帯ラジオ ☐ 避難用地図

(6) 検証結果及び提言

(1)当時の状況、(2)現行の各種計画の記載状況、(3)課題及び(4)対応方針について検証した。

課題は、避難所の開設運営において、防災意識の底上げや地域住民とどのように協力していくかなど、不十分な点（課題）が認められた。これらの課題が解決に向かうよう具体的な施策を実行すべきである。

また、自助をより一層推進するために、共助・公助がどのように関わっていくべきか、次のとおり提言する。

早期避難の周知徹底

安全に移動できる段階において、早期の避難行動を行うことは、災害リスクを大きく低下させることができる。

今回の豪雨災害においても、河川の増水によって近くの避難所へ行くことが危険な状態だったこと、道路の途絶により通行できなかったことなどがあり、避難所へ行く場合のタイミングは重要である。

このことから、住民に対して早期の避難行動の重要性を市の広報活動のほか、住民自治協議会や自主防災組織、職場、学校など様々な場面を通じて、周知徹底すべきである。

家庭内備蓄の推進

災害時に必要な物資は、飲料水や医薬品、ペット用品など様々であるため、各家庭において実情に応じ、必要最低限の備蓄を行うことが重要である。

今回の豪雨災害では、物流機能の停止や道路が途絶するなど、備蓄物資の搬送ができない事態に陥ったこともあった。このようなことを踏まえ、市では分散備蓄を進めるとともに、日頃から各地域に周知する必要がある。また、家庭内備蓄の事例や必要性をより積極的に推進する必要がある。

地域間の顔の見える関係の構築とその支援

過去の災害でも、地域の防災・減災活動によって、被害が軽減される事例があり、共助が重要であることは明白である。

特に避難に関しては、電子的な媒体により情報を得ることに比べて、隣近所や家族による声かけの方が、災害の危険性を認識し、避難行動に繋がるといった事例もあることから、そのような事例が広がっていくよう啓発するとともに、地域内で声かけが行えるような顔の見える関係づくりを促すことも重要である。

住民自治協議会や自主防災組織など共助と公助の協力体制の構築

「3 避難所の開設・運営」でも触れたが、今回の豪雨災害を含め、過去の災害においても、公助のみでは不十分であり、共助の重要性は明白である。

また、共助・公助がお互いに協力し、災害活動に当たることが強く望まれる。そのためには、平常時の情報共有が重要であり、例えば、どこの避難所へどれだけ備蓄しているかを情報共有していれば、災害時に、避難所へ来た避難者へ速やかに備蓄品を配給することができる。さらには、配給を適切にできるよう、調達から配給まで、一元化した組織体制など、様々な取組みを講じる必要がある。

このように、平常時から共助・公助が連携することで、総合的な地域防災力の向上に繋がると考える。

共助と公助の協力による地域特性に応じた一時避難場所の設定

「3 避難所の開設・運営」でも触れたが、地域によっては、指定避難所へ行くことが、遠方な場合や交通手段がない場合などで困難な場合がある。そのような中で、地域の事情にあった一時的に避難する場所を、地域住民で事前に取り決めておき、避難するということは早期の避難行動に繋がると考える。

市は、そのような地域独自の一時的に避難する場所を事前に取り決めてもらえるよう、支援する必要がある。

IV 資料

【資料1】東広島市防災会議条例

昭和49年5月15日

条例第114号

改正 昭和56年6月29日条例第56号

平成4年12月24日条例第35号

平成12年3月6日条例第5号

平成16年12月28日条例第80号

平成24年12月20日条例第41号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東広島市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成12年条例5号〕)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東広島市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(一部改正〔平成4年条例35号・24年41号〕)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員55人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の長又は職員
 - (2) 広島県の知事部局の職員
 - (3) 広島県警察の警察官
 - (4) 市の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
 - (8) 公共的団体の役員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (10) その他市長が特に必要と認める者
- 6 前項第7号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(一部改正〔昭和56年条例56号・平成4年35号・16年80号・24年41号〕)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、広島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(一部改正〔平成4年条例35号〕)

(議事等)

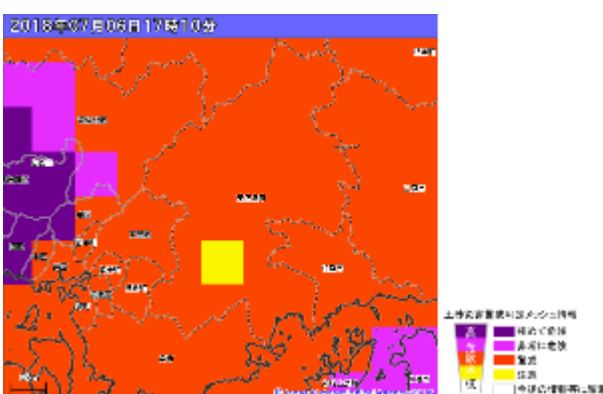
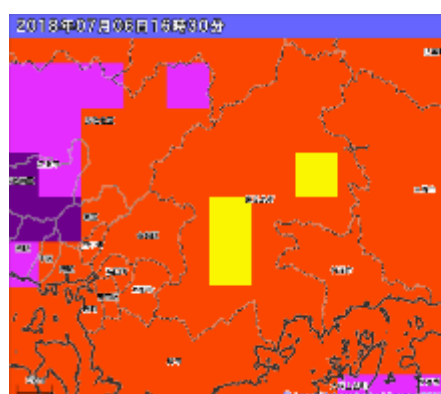
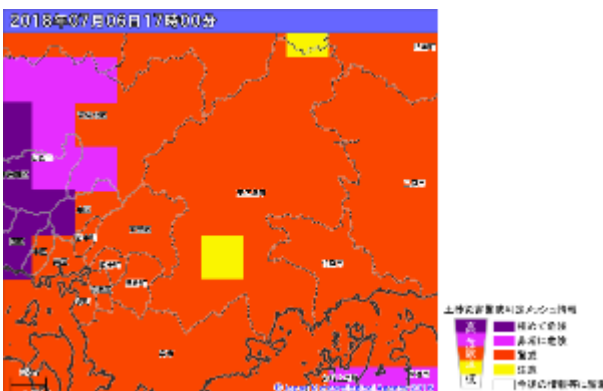
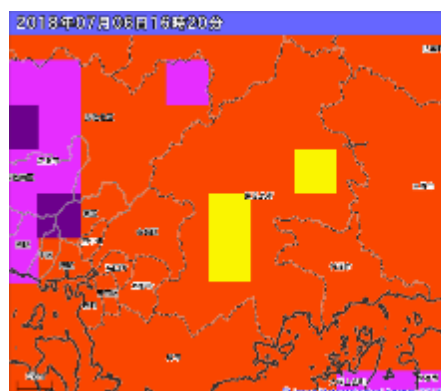
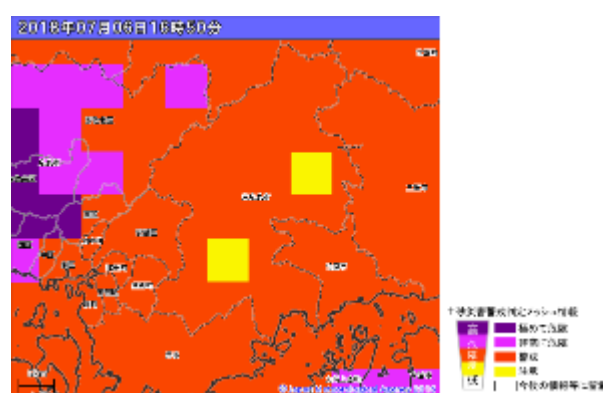
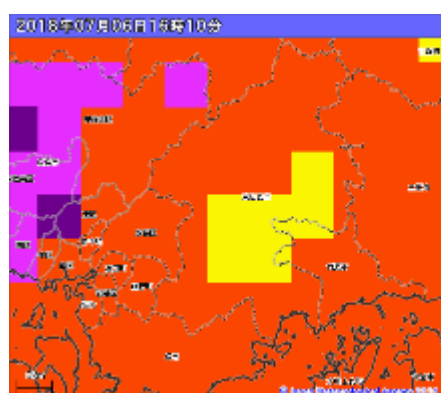
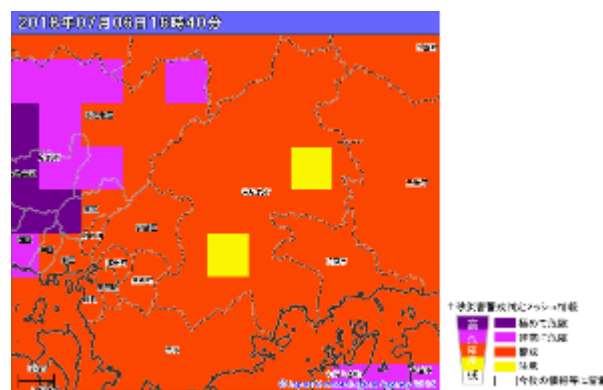
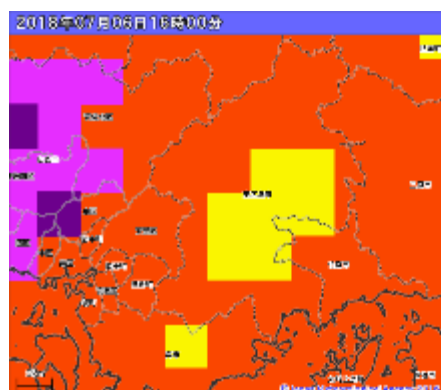
第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

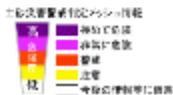
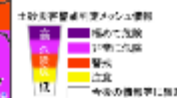
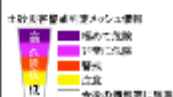
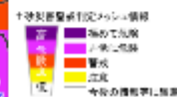
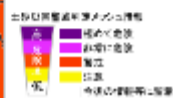
(一部改正〔平成4年条例35号〕)

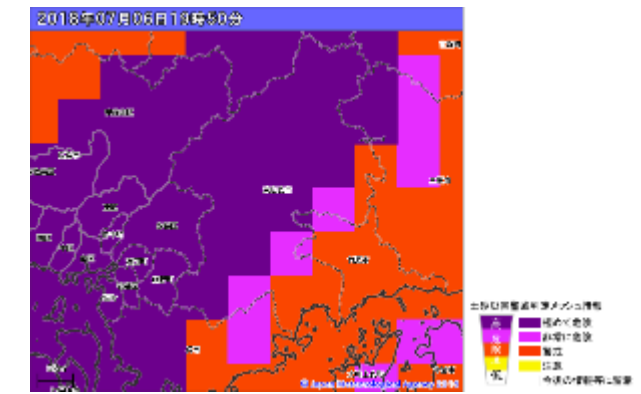
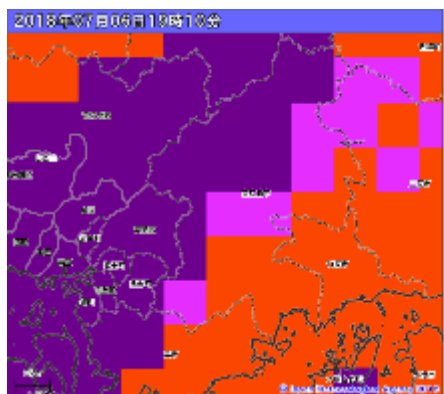
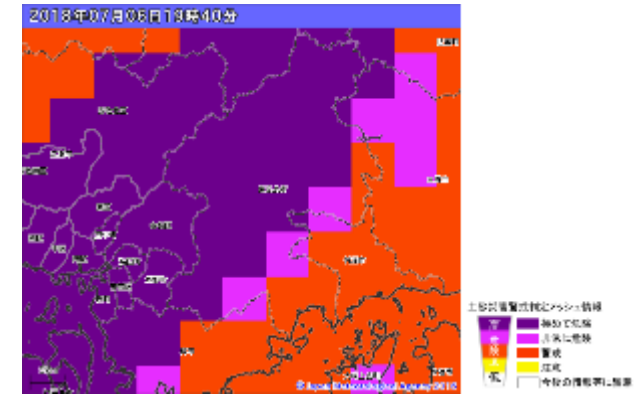
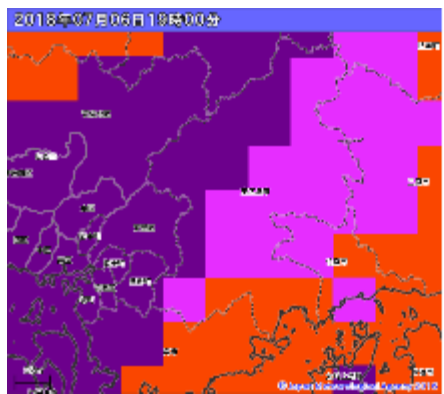
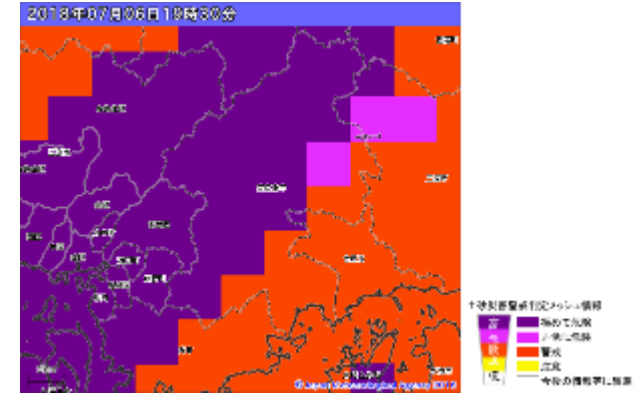
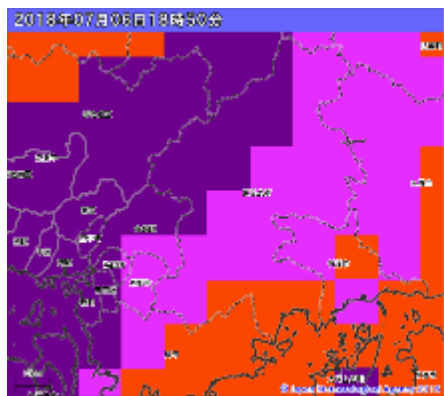
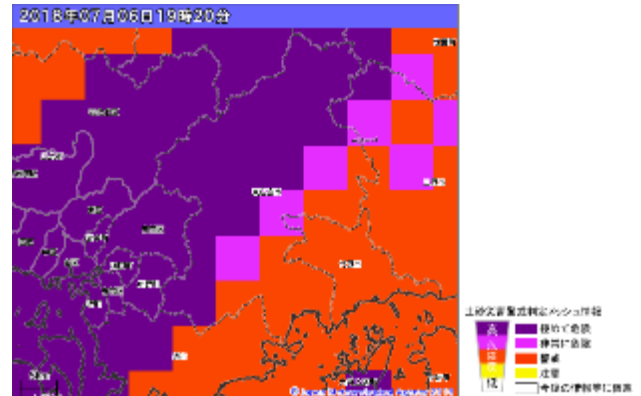
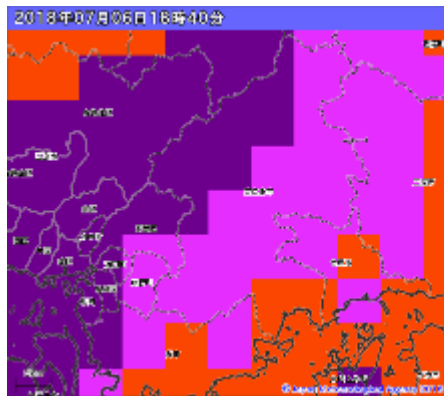
【資料2】土砂災害警戒判定メッシュ情報

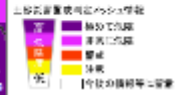
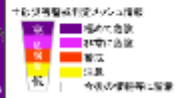
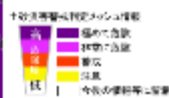
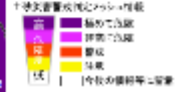
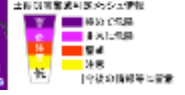
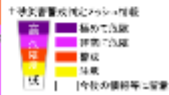
※広島地方気象台提供

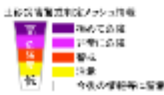
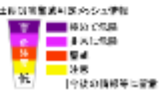
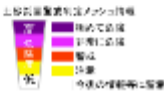
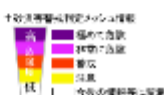
7月6日16時～9日3時までの抜粋

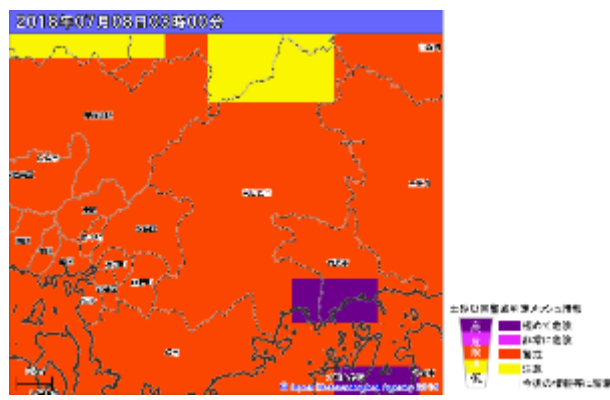
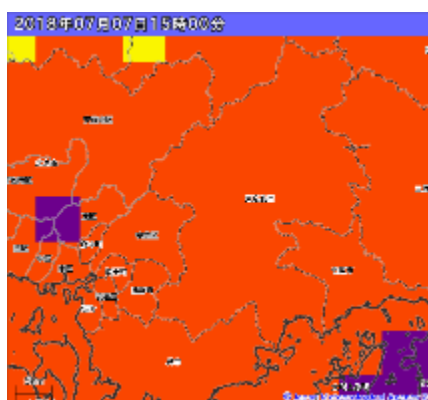
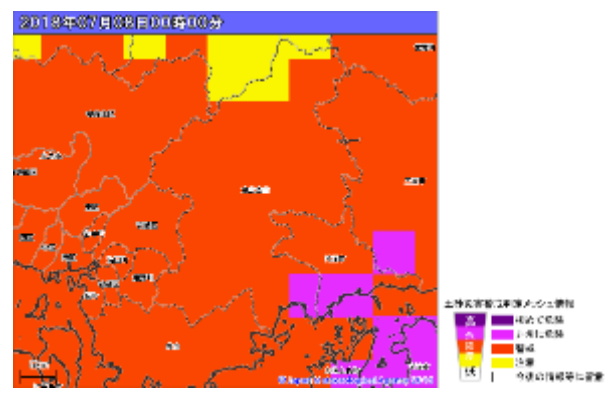
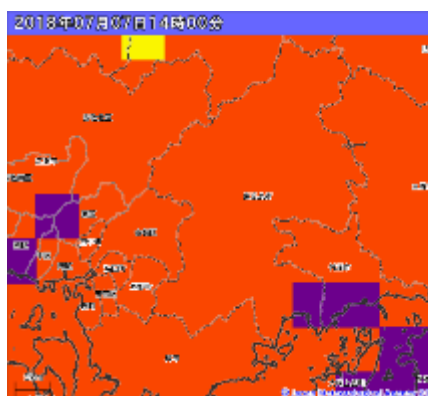
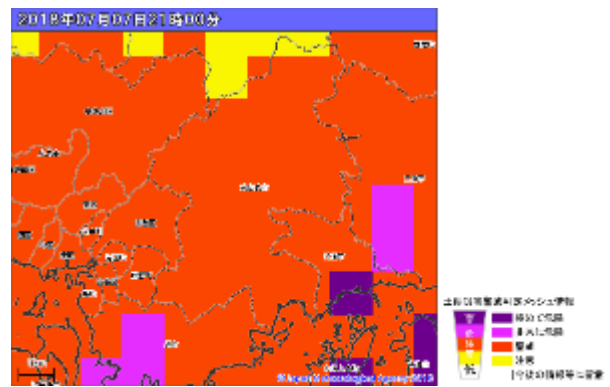
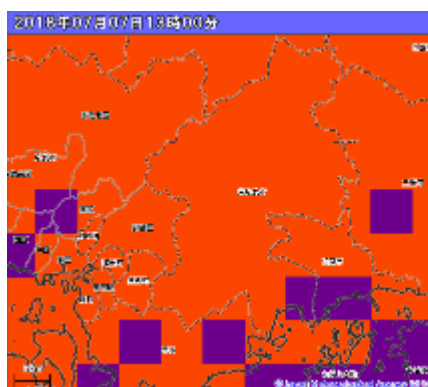
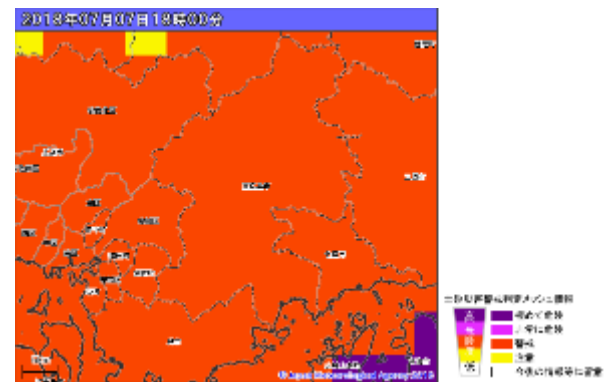
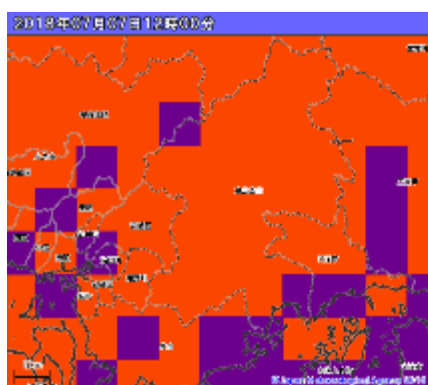


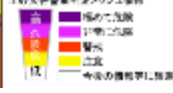
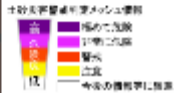
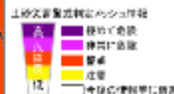
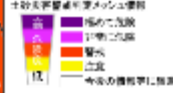
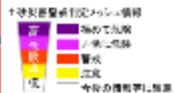
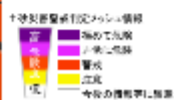












【資料3】避難所・広域避難場所等一覧

(H30.12現在)

町別	人口	土砂災害警戒区域 特別警戒区域 (区域内人口) ※1	浸水想定区域 (区域内人口) ※2	面積	住民自治 協議会名称	施設別					避難所 収容人数 (合計)
						学校	保育所 幼稚園	地域センター	その他	合計	
西条	75,044人	946人 3小学校区未指定	50,998人	94.82 k m ²	西条 寺西 郷田 板城 三永 東西 平岩 御菌 宇三 ツ城 計 9自治協議会	14	1	7	5	27	14,023人
八本松	28,368人	1,900人 2小学校区未指定	171人	55.49 k m ²	川上 原 吉川 八本松 計 4自治協議会	6	2	4	1	13	3,913人
志和	6,833人	1,262人	－	70.92 k m ²	西志和 志和掘 東志和 計 3自治協議会	4	－	2	1	7	2,072人
高屋	30,216人	3,874人	1,184人	67.22 k m ²	小谷 高屋東 高屋西 造賀 高美が丘 計 5自治協議会	8	3	3	－	14	4,939人
黒瀬	22,812人	90人 4小学校区未指定	948人	63.84 k m ²	板城西 上黒瀬 乃美尾 中黒瀬 下黒瀬 計 5自治協議会	8	5	－	50	63	9,106人
福富	2,473人	－ 2小学校区未指定	－	60.71 k m ²	竹仁 上戸野 久芳 計 3自治協議会	3	－	2	18	23	2,239人
豊栄	3,389人	－ 1小学校区未指定	－	72.56 k m ²	清武 安宿 乃美別府 吉原 清武西 能良 計 6自治協議会	2	－	11	2	15	5,905人
河内	6,024人	－ 3小学校区未指定	569人	84.68 k m ²	河内 河戸 宇山 戸野 小田 入野 計 6自治協議会	5	－	4	26	35	6,506人
安芸津	9,988人	2,010人 1小学校区未指定	1,900人	65.08 k m ²	大田 小松原 大芝 木谷 風早 三津 計 6自治協議会	5	2	2	23	32	5,577人
合計	185,147人	10,082人	55,770人	635.32 k m ²	47	55	13	35	126	229	54,280人

【区域内人口 算出方法】

- ※1 土砂災害警戒区域・特別警戒区域・・・指定区域内家屋数×平均世帯人数（2.2人）とした。
- ※2 浸水想定区域・・・・・・・・・・計画規模降雨における対象人口（平成29年8月時点）とした。

【備考】

土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、現在広島県による指定業務中であり、未指定（一部済みを除く）の小学校区はつぎのとおりである。

西条町・・・西条、郷田、板城

八本松町・・・原、吉川

高屋町・・・小谷

黒瀬町・・・上黒瀬、乃美尾、中黒瀬、下黒瀬

福富町・・・竹仁、久芳

豊栄町・・・豊栄

河内町・・・河内、入野、河内西

安芸津町・・・風早

1 概要（H29.3現在）

施設数・・・避難所：229施設、福祉避難所：10施設、広域避難場所：7箇所

2 避難所

(1) 西条地域

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
東広島芸術文化ホール	西条栄町7-19	文化課	082-426-5900	1,486	○	○	○	—
西条小学校	西条中央2-15-1	教育総務課	082-422-3322	541	○	○	○	—
三ツ城小学校	西条中央7-23-55	教育総務課	082-421-1020	536	○	○	○	—
下見福祉会館	西条下見5-4-8	社会福祉課	082-423-9303	137	○	○	○	—
寺西小学校	西条町寺家6664-1	教育総務課	082-423-2632	433	○	○	×	—
西条中学校	西条町寺家6466	教育総務課	082-423-2529	595	○	○	○	—
賀茂高等学校	西条西本町16-22	広島県	082-423-2559	963	○	○	○	—
郷田小学校	西条町郷曾1133	教育総務課	082-425-0005	418	○	○	○	—
郷田地域センター	西条町郷曾1130-5	地域づくり推進課	082-425-0101	330	○	○	○	—
東広島運動公園体育館	西条町田口67-1	都市整備課	082-425-2525	3,000	○	○	○	—
向陽中学校	西条町大沢25-2	教育総務課	082-425-0007	556	○	○	○	—
板城小学校	西条町森近234-1	教育総務課	082-425-0001	438	○	○	○	—
板城地域センター	西条町馬木565-1	地域づくり推進課	082-425-2688	180	○	○	○	—
三永地域センター	西条町下三永927-2	地域づくり推進課	082-426-0741	180	○	○	○	—
寺西地域センター	西条町寺家3166-1	地域づくり推進課	082-423-7335	350	○	○	×	—
三永小学校	西条町下三永10929-2	教育総務課	082-426-0005	477	○	○	○	—
御菌宇小学校	西条町御菌宇8544-6	教育総務課	082-422-6220	315	○	○	○	—
松賀中学校	西条町御菌宇10860	教育総務課	082-422-6277	478	○	○	○	—
御菌宇地域センター	西条町御菌宇7200	地域づくり推進課	082-423-3871	170	○	○	○	—
御菌宇幼稚園	鏡山3-6-27	教育総務課	082-422-4640	98	○	○	○	—
東西条小学校	西条吉行東1-2-1	教育総務課	082-423-9110	320	○	○	○	—
東広島市勤労福祉センター	西条吉行東1-1-16	産業振興課	082-422-6484	315	×	○	○	—
東広島市総合福祉センター	西条町土与丸1108	社会福祉課	082-423-2800	419	○	○	○	—
東西条地域センター	西条土与丸2-3-4	地域づくり推進課	082-421-2023	220	○	○	○	—
平岩小学校	西条町寺家521-9	教育総務課	082-422-5355	320	○	○	○	—
平岩地域センター	西条町寺家520-12	地域づくり推進課	082-422-4930	150	○	○	○	—
中央中学校	西条町下見4281-1	教育総務課	082-431-5055	598	○	○	×	—

(2) 八本松地域

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
磯松中学校	八本松町正力10666-1	教育総務課	082-428-6675	475	○	○	○	—
川上小学校	八本松飯田5-8-47	教育総務課	082-428-1445	386	○	○	○	—
川上地域センター	八本松飯田8-19-49	地域づくり推進課	082-428-0044	270	○	○	○	—
吉川地域センター	八本松町吉川435-1	地域づくり推進課	082-429-1879	230	○	○	○	—
吉川小学校	八本松町吉川365	教育総務課	082-429-1054	373	○	○	○	—
八本松小学校	八本松町原10128-137	教育総務課	082-428-3564	356	○	×	○	—
八本松中学校	八本松南2-2-1	教育総務課	082-428-0202	605	○	○	○	—
八本松地域センター	八本松南2-1-1	地域づくり推進課	082-428-3061	235	×	○	○	—
八本松中央幼稚園	八本松町原10127-1	教育総務課	082-428-2465	80	×	○	○	—
原地域センター	八本松町原3561	地域づくり推進課	082-429-0013	180	○	○	○	—
原小学校	八本松町原11407-5	教育総務課	082-429-0076	286	○	○	○	—
原保育所	八本松町原6782-1	保育課	082-429-0950	63	○	○	○	—
広島学園	八本松町原10844	広島県こども家庭課	082-429-0351	374	○	○	○	—

(3) 志和地域

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
志和生涯学習センター	志和町志和西1432	生涯学習課	082-433-3196	280	○	○	○	—
志和中学校	志和町志和西1432	教育総務課	082-433-2019	551	○	○	○	—
西志和小学校	志和町七条桃坂1670	教育総務課	082-433-2316	346	○	○	○	—
東志和小学校	志和町志和東3979	教育総務課	082-433-2145	273	×	○	○	—
東志和地域センター	志和町志和東3887-1	地域づくり推進課	082-433-2922	180	○	○	○	—
志和堀小学校	志和町志和堀3054	教育総務課	082-433-2144	300	○	×	○	—
志和堀地域センター	志和町志和堀857	地域づくり推進課	082-433-2891	142	○	×	○	—

(4) 高屋地域

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
広島中学校・広島高等学校	高屋町中島31-7	広島県	082-491-0270	1196	○	○	×	—
高屋東小学校	高屋町白市589	教育総務課	082-434-0318	418	○	○	○	—
高屋東地域センター	高屋町白市550	地域づくり推進課	082-434-0304	170	○	○	○	—
高屋東保育所	高屋町白市631-1	保育課	082-434-0303	69	×	○	○	—
高屋西小学校	高屋町中島582	教育総務課	082-434-0003	358	○	○	○	—
高屋中学校	高屋町中島760	教育総務課	082-434-0011	478	○	○	○	—
高美が丘小学校	高屋高美が丘4-1-1	教育総務課	082-434-7620	483	○	○	○	—
高美が丘中学校	高屋高美が丘1-1-1	教育総務課	082-434-0026	476	○	○	○	—
高美が丘地域センター	高屋高美が丘4-34-2	地域づくり推進課	082-434-9500	210	○	○	○	—
小谷小学校	高屋町小谷3543-3	教育総務課	082-434-0518	360	○	○	×	—
小谷保育所	高屋町小谷1694	保育課	082-434-0537	57	×	○	○	—
造賀小学校	高屋町造賀2774-1	教育総務課	082-436-0002	407	○	○	○	—
造賀地域センター	高屋町造賀3638-1	地域づくり推進課	082-436-0896	200	○	○	○	—
造賀保育所	高屋町造賀3686	保育課	082-436-0012	57	×	○	○	—

(5) 黒瀬地域

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
板城西小学校	黒瀬町小多田257	教育総務課	0823-82-2149	295	○	○	○	—
板城西保育所	黒瀬町小多田438-1	保育課	0823-82-5051	50	○	○	○	—
国近会館	黒瀬町国近360	地域づくり推進課	082-420-0924	172	○	○	○	—
小多田会館	黒瀬町小多田174-1	地域づくり推進課	082-420-0924	126	○	○	○	—
下板城地区老人会館 (保田会館)	黒瀬町国近778	高齢者支援課	082-420-0984	70	○	○	○	—
梶屋迫老人集会所	黒瀬町小多田1187-3	高齢者支援課	082-420-0984	30	○	○	○	—
宗近集会所	黒瀬町宗近柳国139-2	地元		30	×	○	○	—
上黒瀬小学校	黒瀬町宗近柳国271-2	教育総務課	0823-82-2805	296	○	○	○	—
上黒瀬保育所	黒瀬町南方1411	保育課	0823-82-5243	50	○	○	○	—
岩谷老人集会所	黒瀬町宗近柳国2771	高齢者支援課	082-420-0984	50	○	○	○	—
黒瀬ハイツ自治会館	黒瀬町宗近柳国391-1	地元		30	×	○	○	—
柳国集会所	黒瀬町宗近柳国1552-8	地元		30	×	○	○	—
竹保集会所	黒瀬町南方350	地元		30	×	○	○	—

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
乃美尾小学校	黒瀬町乃美尾554-1	教育総務課	0823-82-2016	315	○	○	○	—
乃美尾保育所	黒瀬町乃美尾2131	保育課	0823-82-5241	50	○	○	○	—
黒瀬文化会館	黒瀬町乃美尾890-1	人権男女共同参画課	0823-82-6100	70	×	○	○	—
乃美尾下組老人集会所	黒瀬町乃美尾552-1	高齢者支援課	082-420-0984	50	○	○	○	—
乃美尾老人会館	黒瀬町乃美尾1720-2	高齢者支援課	082-420-0984	30	×	○	○	—
乃美尾会館	黒瀬町乃美尾2131-1	地域づくり推進課	082-420-0924	244	○	○	○	—
黒瀬中学校	黒瀬町丸山82-1	教育総務課	0823-82-2039	491	○	○	○	—
中黒瀬小学校	黒瀬町檜原18-1	教育総務課	0823-82-2024	427	○	×	○	—
中黒瀬保育所	黒瀬町丸山1453-4	保育課	0823-82-3122	50	○	○	×	—
黒瀬B & G 海洋センター 体育館	黒瀬町檜原18-4	スポーツ振興課	0823-82-7075	250	○	○	○	—
黒瀬生涯学習センター	黒瀬町菅田10	生涯学習課	0823-82-1100	200	○	○	×	—
丸山日の出老人集会所	黒瀬町丸山947	高齢者支援課	082-420-0984	30	×	○	○	—
丸山老人集会所	黒瀬町丸山163	高齢者支援課	082-420-0984	30	○	○	○	—
市飯田老人集会所	黒瀬町市飯田910-2	高齢者支援課	082-420-0984	30	○	○	○	—
菅田老人集会所	黒瀬町菅田5	高齢者支援課	082-420-0984	30	○	○	○	—
武田中学校・高等学校	黒瀬町大多田443-5	学校長	0823-82-2331	1831	○	○	○	—
大多田会館	黒瀬町大多田2606-3	地域づくり推進課	082-420-0924	156	○	○	○	—
丸山サニーハイツ会館	黒瀬町檜原18-6	地域づくり推進課	082-420-0924	94	○	○	○	—
檜原緑ヶ丘会館	黒瀬町檜原東3-9-24	地域づくり推進課	082-420-0924	68	○	○	○	—
檜原レークランド会館	黒瀬町檜原東3-39-14	地域づくり推進課	082-420-0924	94	○	○	○	—
檜原中央団地会館	黒瀬町檜原東2-10-13	地域づくり推進課	082-420-0924	87	○	○	○	—
狐ヶ城自治会館	黒瀬町檜原西2-2-1	地元		30	×	○	○	—
檜原ハイライフ会館	黒瀬町檜原西1-2-5	地域づくり推進課	082-420-0924	66	○	○	○	—
檜原高屋池会館	黒瀬町檜原東1-11-10	地域づくり推進課	082-420-0924	89	○	○	○	—
庚ハイツ自治会館	黒瀬町檜原北2-16-18	地元		30	×	○	○	—
光路川集会所	黒瀬町檜原東3-23-1	地元		30	×	○	○	—
檜原雉ヶ庭会館	黒瀬町檜原北1-8-7	地域づくり推進課	082-420-0924	64	○	×	○	—
松ヶ丘会館	黒瀬町松ヶ丘28-8	地域づくり推進課	082-420-0924	57	○	○	○	—
兼広集会所	黒瀬町兼広10	地元		30	×	○	○	—
切田集会所	黒瀬町切田9-1	地元		30	×	○	○	—
上保田会館	黒瀬町市飯田1635	地域づくり推進課	082-420-0924	102	○	○	○	—
川角会館	黒瀬町川角203-2	地域づくり推進課	082-420-0924	68	○	○	○	—
下黒瀬小学校	黒瀬町津江1225-3	教育総務課	0823-82-2115	394	○	○	○	—

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
暁保育所	黒瀬町津江857	保育課	0823-82-3121	50	○	○	○	—
津江老人福祉センター	黒瀬町津江575-2	高齢者支援課	0823-82-0220	30	×	○	○	—
ひまわり台老人集会所	黒瀬切田が丘1-30-6	高齢者支援課	082-420-0984	30	○	○	○	—
切田北組老人集会所	黒瀬切田が丘3-14-1	高齢者支援課	082-420-0984	30	○	○	○	—
東側老人集会所	黒瀬町津江6301-1	高齢者支援課	082-420-0984	30	○	○	○	—
切田宝蔵庵会館	黒瀬切田が丘1-31-5	地域づくり推進課	082-420-0924	51	○	○	○	—
切田上組会館	黒瀬切田が丘2-14-2	地域づくり推進課	082-420-0924	77	○	○	○	—
春日野一丁目会館	黒瀬春日野1-14-2	地域づくり推進課	082-420-0924	91	○	○	○	—
春日野二丁目会館	黒瀬春日野2-13-2	地域づくり推進課	082-420-0924	52	○	○	○	—
兼沢会館	黒瀬町兼沢118-3	地域づくり推進課	082-420-0924	105	○	○	○	—
田代会館	黒瀬町津江1535	地域づくり推進課	082-420-0924	87	○	○	○	—
上条会館	黒瀬町津江5772	地域づくり推進課	082-420-0924	112	×	○	○	—
黒瀬保健福祉センター	黒瀬町丸山1286-1	社会福祉課	0823-82-2026	230	○	○	○	—
南方会館	黒瀬町南方1411-2	地域づくり推進課	082-420-0924	99	○	○	○	—
黒瀬高等学校	黒瀬町乃美尾1	広島県	0823-82-2525	1053	○	○	○	—
檜原会館	黒瀬町檜原565-1	地元		54	○	○	○	—
檜原第1鷹原会館	黒瀬檜原北2-5-8	地域づくり推進課	0823-82-2149	49	○	○	○	—

(6) 福富地域

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
竹仁地域センター	福富町下竹仁501-11	地域づくり推進課	082-435-2301	150	○	○	○	—
福富中学校	福富町下竹仁2096-3	教育総務課	082-435-2341	530	○	○	○	—
竹仁小学校	福富町下竹仁1300	教育総務課	082-435-2304	229	○	○	○	—
久芳小学校	福富町久芳3329-3	教育総務課	082-435-2004	313	○	○	○	—
福富保健福祉センター	福富町久芳1545-1	社会福祉課	082-435-2211	16	○	○	○	—
松崎コミュニティホーム	福富町久芳2332-4	地域づくり推進課	082-420-0924	73	×	○	○	—
レイクヒルコミュニティホーム	福富町久芳1539-25	地域づくり推進課	082-420-0924	72	○	○	○	—
押政北コミュニティホーム	福富町久芳4669-1	地域づくり推進課	082-420-0924	67	○	×	○	—
押政南コミュニティホーム	福富町久芳4343-2	地域づくり推進課	082-420-0924	75	○	○	○	—
丁田コミュニティホーム	福富町久芳373	地域づくり推進課	082-420-0924	70	○	○	○	—
東集会所	福富町久芳6524-1	地域づくり推進課	082-420-0924	36	×	○	○	—
下竹仁天神コミュニティホーム	福富町下竹仁2082-6	地域づくり推進課	082-420-0924	72	○	×	○	—
郷谷コミュニティホーム	福富町下竹仁1363-12	地域づくり推進課	082-420-0924	70	×	○	○	—

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
市組コミュニティホーム	福富町上竹仁1563-1	地域づくり推進課	082-420-0924	79	○	×	○	—
西の谷老人集会所	福富町久芳5391-2	高齢者支援課	082-420-0984	40	×	○	○	—
則友老人集会所	福富町久芳3037-1	高齢者支援課	082-420-0984	40	×	○	○	—
三分区老人集会所	福富町久芳3570-1	高齢者支援課	082-420-0984	39	○	×	○	—
新開老人集会所	福富町上竹仁247-4	高齢者支援課	082-420-0984	40	×	○	○	—
中組老人集会所	福富町上竹仁312	高齢者支援課	082-420-0984	48	○	○	○	—
宮郷ふれあいプラザ	福富町下竹仁837	高齢者支援課	082-420-0984	58	○	○	○	—
上戸野地域センター	福富町上戸野2555	地域づくり推進課	082-435-2057	50	○	×	○	—
平上老人集会所	福富町上戸野2224	高齢者支援課	082-420-0984	40	○	○	○	—
福富ふれあい農園	福富町下竹仁2642-2	農林水産課	082-420-0939	32	○	○	○	—

(7) 豊栄地域

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
豊栄保健福祉センター	豊栄町乃美2841-1	社会福祉課	082-432-2083	854	○	○	○	—
清武地域センター	豊栄町鍛冶屋603	地域づくり推進課	082-432-3393	409	○	○	○	—
豊栄市民体育館	豊栄町鍛冶屋603	スポーツ振興課	082-432-4140	686	×	○	○	—
清武西地域センター	豊栄町清武3756-1	地域づくり推進課	082-432-2538	238	○	○	○	—
清武西地域センターホール	豊栄町清武3756-1	地域づくり推進課	082-432-2538	346	○	○	○	—
乃美地域センター	豊栄町乃美3163	地域づくり推進課	082-432-2024	244	○	○	○	—
乃美地域センター大ホール	豊栄町乃美3163	地域づくり推進課	082-432-2024	385	○	○	○	—
安宿地域センター	豊栄町安宿3876-1	地域づくり推進課	082-432-2521	466	×	○	○	—
安宿地域センター大ホール	豊栄町安宿3876-1	地域づくり推進課	082-432-2521	341	○	○	○	—
吉原地域センター	豊栄町吉原2243-1	地域づくり推進課	082-432-2052	209	○	×	○	—
吉原地域センター大ホール	豊栄町吉原2243-1	地域づくり推進課	082-432-2052	412	○	×	○	—
能良地域センター (ふくろう館能良)	豊栄町能良1547-1	地域づくり推進課	082-432-2458	215	○	×	○	—
能良地域センター大ホール	豊栄町能良1574-1	地域づくり推進課	082-432-2458	390	○	×	○	—
豊栄小学校	豊栄町鍛冶屋370	教育総務課	082-432-2134	281	○	×	○	—
豊栄中学校	豊栄町鍛冶屋341-1	教育総務課	082-432-2351	429	○	×	○	—

(8) 河内地域

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
河内社会福祉会館	河内町中河内1232-4	社会福祉課	082-437-0145	300	○	○	○	—
奥条・串ヶ平コミュニティホーム	河内町中河内1439-7	地域づくり推進課	082-420-0924	57	○	×	○	—
河内小学校	河内町中河内1013	教育総務課	082-437-1112	301	○	×	○	—
河内中学校	河内町中河内1757-1	教育総務課	082-437-1128	510	○	×	×	—
西条コミュニティホーム	河内町中河内930-4	地域づくり推進課	082-420-0924	59	○	○	○	—
上河内コミュニティホーム	河内町上河内431	地域づくり推進課	082-420-0924	93	×	○	○	—
河内高等学校	河内町下河内10194-2	広島県	082-437-1151	932	○	×	○	—
河内西小学校	河内町河戸828	教育総務課	082-438-0800	351	○	×	○	—
河戸天神コミュニティホーム	河内町河戸802-4	地域づくり推進課	082-420-0924	51	○	×	○	—
河内農村環境改善センター	河内町河戸136-2	農林水産課	082-438-0725	400	×	○	○	—
宇山地域センター (大ホール除く)	河内町宇山1481	地域づくり推進課	082-438-0449	100	○	×	○	—
宇山コミュニティホーム	河内町宇山2253-8	地域づくり推進課	082-420-0924	38	×	○	○	—
前畑集会所(前畑地区多目的集会施設)	河内町戸野3427	農林水産課	082-438-0866	20	×	○	○	—
津辻集会所	河内町戸野6645	地元		20	×	○	○	—
大矢コミュニティホーム	河内町入野7641-1	地域づくり推進課	082-420-0924	68	×	○	○	—
入野中央老人集会所	河内町入野5853-3	高齢者支援課	082-420-0984	50	○	○	○	—
柚木コミュニティホーム	河内町入野4496	地域づくり推進課	082-420-0924	87	○	×	○	—
入野地域センター	河内町入野2650	地域づくり推進課	082-437-1001	300	○	○	○	—
入野小学校	入野中山台四丁目20-1	教育総務課	082-437-1031	500	○	×	○	—
門・松永コミュニティホーム	河内町入野2808-5	地域づくり推進課	082-420-0924	57	○	×	○	—
篁老人集会所	河内町入野3460-1	高齢者支援課	082-420-0984	50	○	○	○	—
元兼コミュニティホーム	河内町入野1263-13	地域づくり推進課	082-420-0924	62	○	○	○	—
鶴亀山老人集会所	河内町入野265-2	高齢者支援課	082-420-0984	50	○	○	○	—
入野駅前コミュニティホーム	河内町入野878-6	地域づくり推進課	082-420-0924	79	○	×	○	—
失平コミュニティホーム	河内町入野1707-2	地域づくり推進課	082-420-0924	50	○	○	○	—
妙見ヶ丘コミュニティホーム	河内町入野736-18	地域づくり推進課	082-420-0924	27	○	×	○	—
小田地域センター (大ホール除く)	河内町小田2182	地域づくり推進課	082-438-0166	500	○	○	○	—
小田地区多目的集会施設	河内町小田2517-5	農林水産課	082-438-0552	20	○	○	○	—
8の組コミュニティホーム	河内町小田1773-3	地域づくり推進課	082-420-0924	45	×	○	○	—
十一の組集会所	河内町小田600-1	地元		50	×	○	○	—
小田コミュニティホーム	河内町小田114-2	地域づくり推進課	082-420-0924	44	○	×	○	—

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
河内保健福祉センター	河内町中河内1206-1	社会福祉課	082-420-7011	400	○	○	○	—
戸野地域センター (大ホール除く)	河内町戸野738	地域づくり推進課	082-438-0445	200	○	×	×	—
東広島市出土文化財管理センター	河内町中河内651-7	文化課	082-420-7890	38	○	○	○	—
河内スポーツアリーナ	河内町入野5043-1	スポーツ振興課	082-437-1001	597	○	×	○	—

(9) 安芸津地域

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
安芸津中学校	安芸津町三津5563-8	教育総務課	0846-45-0158	464	○	○	○	×
三津小学校	安芸津町三津4680	教育総務課	0846-45-0024	420	○	○	×	○
木谷小学校	安芸津町木谷4122	教育総務課	0846-45-0275	304	○	○	○	×
風早小学校	安芸津町風早789	教育総務課	0846-45-0052	340	○	○	○	○
つばきの里大田	安芸津町大田819	管財課	082-420-0908	200	○	×	○	○
安芸津生涯学習センター	安芸津町三津4398	生涯学習課	0846-45-2334	600	○	○	○	○
木谷地域センター	安芸津町木谷4127-2	地域づくり推進課	0846-45-0105	50	○	○	○	×
風早地域センター	安芸津町風早1214-1	地域づくり推進課	0846-45-0023	50	×	○	○	×
安芸津B&G海洋センター	安芸津町風早3092-1	スポーツ振興課	0846-45-3932	500	○	○	○	×
三津保育所	安芸津町三津5545-2	保育課	0846-45-2170	100	○	○	○	○
風早保育所	安芸津町風早367-3	保育課	0846-45-1476	50	○	×	○	○
安芸津文化福祉センター	安芸津町三津4398	社会福祉課	0846-45-0201	450	○	○	○	○
ひだまりの家（1階）	安芸津町三津3618	高齢者支援課	0846-45-2065	70	○	○	×	○
安芸津農産物加工センター	安芸津町木谷4441	農林水産課	0846-45-5980	100	○	○	○	○
蚊無集会所	安芸津町三津454-2	地域づくり推進課	082-420-0924	45	×	×	○	○
小松原びわの里	安芸津町小松原609-1	管財課	0846-41-1041	167	○	○	○	○
市之畑集会所	安芸津町三津1286-1	地域づくり推進課	082-420-0924	53	×	○	○	○
大芝集会所	安芸津町風早652-408	地域づくり推進課	082-420-0924	68	○	×	○	○
地方集会所	安芸津町三津2523-1	地域づくり推進課	082-420-0924	70	○	○	○	○
風早東集会所	安芸津町風早1412-9	地域づくり推進課	082-420-0924	88	○	○	○	○
印内集会所	安芸津町三津1438-3	地域づくり推進課	082-420-0924	85	○	○	○	○
赤崎集会所	安芸津町木谷4649-1	地域づくり推進課	082-420-0924	71	○	○	○	○
灘集会所	安芸津町風早2808-5	地域づくり推進課	082-420-0924	76	○	○	○	○
中之村集会所	安芸津町三津4805-7	地域づくり推進課	082-420-0924	67	○	○	○	○

名 称	住 所	管理者 (所管課)	連絡先	収容 人数	使用の可否			
					地震	土砂 災害	洪水	津波 ・高潮
西之谷集会所	安芸津町木谷359-2	地域づくり推進課	082-420-0924	98	○	○	○	○
浜地区集会所	安芸津町三津4106-59	地域づくり推進課	082-420-0924	121	○	○	×	×
風早西集会所	安芸津町風早791	地域づくり推進課	082-420-0924	83	○	○	○	○
横川集会所	安芸津町三津3389-1	地域づくり推進課	082-420-0924	65	○	○	○	○
わらびヶ丘集会所	安芸津町風早895-42	地域づくり推進課	082-420-0924	72	○	○	○	○
郷会館	安芸津町木谷3118-4	地域づくり推進課	082-420-0924	97	×	○	○	○
豊田高等学校	安芸津町小松原1202-4	広島県	0846-45-4023	523	○	○	○	○
海辺の里大芝	安芸津町風早2514-1	地元	0846-41-1038	30	○	×	○	×

3 福祉避難所

名 称	住 所	避難場所	所管課	連絡先	収容 人数
広島県立障害者療育支援センター	八本松町米満198-1	厚生ゲストハウス棟 (973㎡)	障害福祉課	082-425-1455	20
広島県立障害者リハビリテーションセンター	西条町田口295-3	講堂 (247㎡)	障害福祉課	082-428-6671	20
長寿苑	西条町馬木1566	地域交流会館 (1階: 242㎡、2階: 71㎡)	介護保険課	082-425-2000	16
デイサービスセンター新生園	八本松町原11171-1	静養室 (49㎡) 畳コーナー (51㎡)	介護保険課	082-429-0350	25
障害者支援施設ときわ台ホーム	八本松町原5946-7	地域交流ホーム (1階: 115㎡) デイサービスセンター畳部分 (55㎡) ショートステイ5床 (60㎡)	障害福祉課	082-420-9200	20
地域密着型特別養護老人ホームときわ	八本松町原5693-3	静養室 (15㎡) 家族室 (36㎡)	介護保険課	082-420-9208	6
老人保健施設あきまる園	安芸津町風早497-41	通所ダイルーム (66㎡) 介護者教育室 (36㎡)	介護保険課		30
桜ヶ丘保養園	西条町寺家5976	東館 (4階: 77㎡) 桜会館 (65㎡)	介護保険課		12
広島県立黒瀬高校	黒瀬町乃美尾1	2号館又は3号館 (4教室: 315㎡)	社会福祉課	0823-82-2525	20
広島国際大学	黒瀬学園台555-36	第1練習室 (301㎡)	社会福祉課	0823-70-4541	50

4 広域避難場所

避 難 所 名	所 在 地	電 話 番 号
東広島運動公園	東広島市西条町田口67-1	082-425-2525
三ツ城公園	東広島市西条中央7丁目	082-422-2111
志和流通団地1号公園	東広島市志和流通1-37	082-422-2111
胡麻近隣公園	東広島市高屋高美が丘3-1	082-422-2111
是国近隣公園	東広島市高屋台1-116-23	082-422-2111
鏡山公園	東広島市鏡山2丁目1341-37	082-422-2111
龍王山総合公園	東広島市黒瀬町丸山116	082-422-2111

【資料 4】避難所推移

[illegible]

【資料5】避難所開設・運営マニュアル（職員用）

受付を済ませ、2人1組の班編成を 説明を受けた後、安全に配慮して現地へ

- | | |
|--|---|
| 出発前の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外の場合は申請を ・ 作業着・雨具等、携帯電話、筆記用具など（持ち物リストを参考に各自準備） ・ マニュアル・様式集配布 <ul style="list-style-type: none"> 2-1 避難所開設状況報告 2-2 避難者名簿 3 食料・物資等要求書 4 災害発生聴取書 ・ 避難所・公用車のカギ配布 | 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤員の安全確保のため、受付名簿には、「所属」「氏名」「携帯電話番号」を記入してください。 ・ 避難所班の連絡先は、電話420-0979 FAX 422-1610です。 ・ 土砂崩れや河川の増水、浸水等に注意し、危険な場合は、連絡をして引き返してください。 |
|--|---|

避難所に到着したら、まず到着報告を 施設管理者から利用説明を受けよう

- | | |
|---|--|
| 避難所でのしごと（リストを参考） <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設、避難室決定 ・ 避難者の受付名簿管理 ・ 避難者の体調観察・措置 ・ 避難者避難状況の定時報告（様式活用） ・ 物資の調達・配布（様式有） ・ 災害発生聴取書（様式有） ・ 避難所の引継 ・ 避難所の閉鎖（火気取締） | 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者名簿は、重要な情報です。住所・氏名等正確に記入させてください。 ・ 避難状況は、必ず1時間ごとに報告してください。 ・ 避難者の体調観察を定期的に実施してください。不調があれば、救急措置（119番通報）をお願いします。 |
|---|--|

担当者引継ぎは、漏れのないように 疲れ・眠気に注意、安全最優先で帰庁

- | | |
|---|--|
| 帰庁後の引き継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰路での災害状況の報告 ・ 関係書類の引き継ぎ ・ 避難所のカギの返還 ・ 公用車のカギの返還 ・ 公用車走行キロ数の報告 ・ 時間外実績の申請 | 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確認のため、帰庁時、閉鎖時には、避難所班（生涯学習課）へ一報して、帰庁してください。 |
|---|--|

避難所開設持ち物リスト(水害時・短期)

1. 絶対必要なもの(各自で調達)

☐	災害ポケットマニュアル	
☐	報告様式	
☐	このチェックリスト(5種類)	
☐	携帯電話	
☐	携帯充電器(あれば)	
☐	作業着	
☐	軍手	車椅子等動かすときに必要
☐	タオル	
☐	名札	
☐	傘	
☐	ボールペン	
☐	自分用の水	
☐	自分用の食糧	河内方面はコンビニがない

2. あった方が良いもの(各自で調達)

☐	ライト・懐中電灯	停電時に活躍
☐	長靴	
☐	レインコート	
☐	ビニール袋	ゴミ捨て用等
☐	眼鏡・コンタクト容器	
☐	紙	避難所場所掲示等
☐	マジック	避難所場所掲示等
☐	養生テープ	避難所場所掲示等
☐	お菓子(匂いの強い、刺激物等は避けたほうが無難)	小腹がすいた時に
☐	携帯ラジオ	情報入手用に
☐	仮眠用敷物(クッション性のあるレジャーシート等)	畳部屋が無い施設用に
☐		
☐		
☐		

※学校等、テレビ・インターネットのない避難所へは、ガラケー2人では行かないこと。(情報が手に入らないため)

※防災メールを登録すること！
警報等の発令状況や避難所の開設状況等が手に入ります！



↑
「東広島市防災情報等メール配信サービス」登録用QRコード

現地行動リスト(水害時・短期)

開設時

☐	市役所出発	公用車（空いている公用車：到着時に生涯学習課にナンバー連絡）
☐	現地到着	
☐	現地職員と顔合わせ	
☐	危険個所の確認	施設職員と見回り。（危ないので夜間には行わない）
☐	本部に連絡	生涯学習課：082-420-0979
☐	現地確認リスト1の内容を確認	
	携帯充電開始	
	テレビ・ラジオのスイッチを入れる	
	ポットでお湯を作る	
	空調を入れる	
☐	避難場所を表示する	
☐	現地確認リスト2の内容を確認	
☐	定時のFAX送信	公用車のナンバー、現地のTEL・FAX番号もファックス

閉鎖時

☐	本部に連絡	生涯学習課：082-420-0979
☐	避難場所の片付け	現地職員がいる場合、片付け状況を報告する
☐	鍵しめ	現地職員がいない場合、鍵しめ等をする

避難者が来たらすること

☐	名簿の作成	
	氏名・住所・性別・年齢	
☐	その他聴き取り	
	配慮が必要なこと	子ども・妊婦・高齢者・障害者・けが・病気・アレルギー
	緊急連絡先	親族の連絡先等
	避難理由	
☐	自分たちの待機場所を教える	何かあれば職員へ

※短期の避難では、避難者が自分の食糧・水・毛布等を持参することになっています。
しかし、避難者から申出があった場合は、その場で断らずに話を聴き、本部へ相談しましょう。

※食糧等を避難者に出すときは、「アレルギーのある方は自分で安全なものか確認していただく」ようにしましょう。

現地確認リスト(水害時・短期)

現地の職員にあいさつを済ませ、本部に避難所開設の一報をしたら、施設の設備や備品の位置・使い方を確認しましょう。

1. すぐに確認(施設の職員に聞かないとわからない事)

チェック	摘要		メモ
□	避難者を案内する部屋		
	部屋の位置		
	布団の有無・場所・しまい方		
	座布団の有無・場所		
	椅子の有無・場所	高齢者等地べたに座れない方用	
	照明のスイッチ		
	空調のスイッチ		
	テレビ・ラジオ等の位置	リモコンはあるか	
□	自分たちの待機部屋		
	部屋の位置		
	FAXの使い方	現地の番号を教えてもらう	
	電話の使い方	現地の番号を教えてもらう	
	コンセントの位置	自分の携帯を充電させてもらう	
	照明のスイッチ		
	空調のスイッチ		
	テレビ・ラジオ等の位置	リモコンはあるか	
	湯沸し施設の使い方	乳児はミルクにお湯が必要	
□	トイレ		
	トイレの位置		
	トイレトペーパーの保管場所		
□	給湯室		
	給湯室の位置		
	湯沸し施設の使い方	乳児はミルクにお湯が必要	
□	全体		
	鍵の管理方法		
	帰るときの鍵しめ等方法		
	停電時の対応方法	ライト保管場所等	
	開けてはいけない部屋		
	救急セットの保管場所		
	掃除用品の保管場所		
	車椅子の位置	どこまで上げていいか	

現地確認リスト(水害時・短期)

現地の職員にあいさつを済ませ、本部に避難所開設の一報をしたら、施設の設備や備品の位置・使い方を確認しましょう。

2. あとで確認(自分で確認できる事)

[illegible]

次の人のために
避難所の開設状況や備品の位置等を書き留めておきましょう。

施設名: _____

開設日時: _____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分 ~ _____ 年 ____ 月 ____ 日 ____ 時 ____ 分

記入者: _____

施設図



※開けた部屋(避難場所・待機場所・給湯室等)の位置を書きましょう
 ※トイレの位置を書きましょう
 ※授乳室の位置を書きましょう
 ※非常口の位置を書きましょう
 ※AEDの位置を書きましょう
 ※必要物品の設置収納位置を書きましょう

その他引き継ぎ事項



様式 2-1 避難状況報告

避難所名				日付	年 月 日		
------	--	--	--	----	-------	--	--

報告チェック		入所者数の動き		退所者数の動き		現在の避難状況	
報告	対象時間	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
	00:00～00:59						
	01:00～01:59						
	02:00～02:59						
	03:00～03:59						
	04:00～04:59						
	05:00～05:59						
	06:00～06:59						
	07:00～07:59						
	08:00～08:59						
	09:00～09:59						
	10:00～10:59						
	11:00～11:59						
	12:00～12:59						
	13:00～13:59						
	14:00～14:59						
	15:00～15:59						
	16:00～16:59						
	17:00～17:59						
	18:00～18:59						
	19:00～19:59						
	20:00～20:59						
	21:00～21:59						
	22:00～22:59						
	23:00～23:59						

様式 2-2 避難者名簿

避難者名簿（ 枚のうちの 枚目）

避難所名				開設期間		平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで		
番号	住所	氏名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備考	
			歳	男	日	日		
				女	時 分	時 分		
			歳	男	日	日		
				女	時 分	時 分		
			歳	男	日	日		
				女	時 分	時 分		
			歳	男	日	日		
				女	時 分	時 分		
			歳	男	日	日		
				女	時 分	時 分		
			歳	男	日	日		
				女	時 分	時 分		
			歳	男	日	日		
				女	時 分	時 分		
			歳	男	日	日		
				女	時 分	時 分		
			歳	男	日	日		
				女	時 分	時 分		
			歳	男	日	日		
				女	時 分	時 分		
			歳	男	日	日		
				女	時 分	時 分		

【資料6】備蓄物資・食料一覧

(平成30年7月2日現在)

合計 / 数量		保管場所				
分類	品名	2本庁倉庫	3防実倉庫	1三永倉庫	10豊瀬支所倉庫	11福室支所倉庫
その他	15%ロープ			1		
	エアポンプ（空気ポンプ）			1		
	キンバイホース			4		
	くぎぬき			1		
	とらロープ			4		
	ポリバケツ		12			4
	リザカー		2			
	レスキュータッパ（緊急用給水用セット）	4	12	2		
	一輪車					
	巻尺		3			
	水槽					
	水中ポンプ	8	6	0	2	1
	大型ゴミポリ容器		3			
その他 集計		0	5	1	1	1
衛生	スケルトイレ	0	400	0	0	0
	マンホールトイレ	0	4	0	0	0
	股ボールトイレ	0	105	50	0	0
	簡易トイレ（ドントコイ）	1				
衛生 集計		0	510	54	0	0
防災材料	ガスボンベ		6			
	ガソリン携行缶	1	2			
	コードリール	4	2			
	ソーラー充電くん	1			1	1
	ポータブル発電機		2			
	懐中電灯		4			
	石油ストーブ		6	3		
	灯油用ポリ容器	2				
	発電機	5	6			
防災材料 集計		13	28	3	1	1
食器	トレイ		15			
	ひしゃく		5			
	哺乳瓶	5		5		
食器 集計		5	20	5		
食品	CANヌードル	288				
	カロリーメイト	660				
	ストックライス	150				
	ずりおろしりんご	144				
	ハラル認証ごはん		800			
	ビスコ		840			
	マジックパスタ	288	300			
	マジックライス	752	4800		800	950
	飲料水（500ml）	624	6432		240	48
	相ミルク（アレルゲン除去）		0			
食品 集計		2906	13172		1040	998
寝具	アルミレジャーマット	0	24	0	0	0
	エアレスマット	0	16	0	5	0
	かんたんテント	0	1	0	0	0
	プライベートルーム	0	20	0	0	0
	ワンタッチテント	0	1	0	0	0
	ワンタッチパーテーション	0	14	0	5	0
	寝袋はこベッド	0	1	0	0	0
	毛布	190	0	646	835	250
	股ボールベッド		10		5	
寝具 集計		190	87	646	850	250
身の回り	ウェットティッシュ	150	0	250	0	0
	フェイスマスク	0	0	23950	0	0
	成人用おむつ	0	0	35	0	0
	生理用品	0	0	1125	0	0
	幼児用おむつ	0	0	910	0	0
	身の回り 集計	150	0	26266	0	0
水防	FDロープ	42				
	かけや	0	2	0	1	1
	かなづち	0	2	0	2	0
	かま	0	0	0	3	0
	くわ	0	0	0	0	2
	スコップ	0	2	0	2	21
	つるはし	0	2	0	3	3
	なた	0	0	0	3	0
	のこぎり	0	2	0	1	0
	ブルーシート	98	165	70	135	166
	ロープ	500	1300		300	200
	杭	382	271	0	255	205
	高砂土	0	2	0	1.5	1.5
	土のう	3080	4400	2000	3800	1250
	防水衝中電灯	0	0	0	0	0
水防 集計		4102	6148	2070	4506.5	1789.5
炊事用具	ガス釜			5		
	アルミ圧縮缶2		4	21		
炊事用具 集計			4	27		
日用品	ゴム手袋		120			
	ポリ容器		7			
	給水袋	0	200	0	200	200
	車手	312				
日用品 集計		312	327	0	200	200
総 計		7690	20350	29074	6604.5	2643.5

合計 / 数量

分類	品名	6豊栄支所倉庫	5河内支所倉庫	7安芸津支所倉庫	4八本松出張所倉庫	8志和出張所倉庫
その他	15%ロープ					
	エアポンプ（空気ポンプ）					
	キンバイホース					
	くぎぬき					
	とらロープ					
	ポリバケツ	4	4	6		
	リヤカー				1	1
	レスキュータッパ（緊急開錠用セット）					
	一輪車					1
	巻尺					
	水曜				1	1
	水中ポンプ	2	2	2	0	2
	大型ゴミポリ容器					
	担架	1	1	1	5	5
その他 集計		7	7	9	7	10
衛生	スケルトイレ	0	0	0	0	0
	マンホールトイレ	0	0	0	0	0
	段ボールトイレ	0	0	0	0	0
	簡易トイレ（ドントコイ）					
衛生 集計		0	0	0	0	0
光熱材料	ガスボンベ					
	ガソリン携行缶					
	コードリール					
	ソーラー蓄電池くん	1	1	1		
	ポータブル発電機					
	懐中電灯					
	石油ストーブ					
	灯油用ポリ容器					
	発電機					
光熱材料 集計		1	1	1		
食器	トレー					
	ひしゃく					
	哺乳瓶					
食器 集計						
食品	CANヌードル					
	カロリーメイト					
	ストックライス					
	すりおろしりんご					
	ハラル認証ごはん					
	ビスコ					
	マジックパスタ					
	マジックライス	600	350	200		
	飲料水（500ml）	72	192	192		
食品 集計		672	542	392		
寝具	アルミレジャーマット	0	0	0	0	0
	エアブレスマット	0	0	5	0	0
	かんたんテント	0	0	1	0	0
	ブライベートルーム	0	0	0	0	0
	ワンタッチテント	0	0	0	0	0
	ワンタッチパーテーション	0	0	5	0	0
	寝袋はこベッド	0	0	0	0	0
	毛布	248	455	350	0	0
	段ボールベッド			5		
寝具 集計		248	455	406	0	0
身の回り	ウェットティッシュ	0	0	0	0	0
	フェイスマスク	0	0	0	0	0
	成人用おむつ	0	0	0	0	0
	生理用品	0	0	0	0	0
	幼児用おむつ	0	0	0	0	0
身の回り 集計		0	0	0	0	0
水防	PPロープ					
	かけや	5	2	6	1	3
	かなづち	0	0	0	0	0
	かま	0	0	5	0	0
	くわ	0	10	0	2	0
	スコップ	7	10	53	12	7
	つるはし	3	3	4	0	0
	なた	0	0	5	0	0
	めこぎり	0	0	3	0	0
	ブルーシート	141	167	176	83	70
	ロープ	200	800	1500		
	杭	196	250	275	160	210
	真砂土	1.5	1.5	7	0	3
	土のう	4550	1800	4800	2445	4050
	防水機中電灯	0	0	0	0	0
水防 集計		5103.5	3043.5	6834	2707	4343
炊事用具	ガス釜					
	アルミ米飯鍋2					
炊事用具 集計						
日用品	ゴム手袋					
	ポリ容器					
	給水袋	200	200	200	0	0
	軍手			600		
日用品 集計		200	200	800	0	0
総 計		6231.5	4252.5	8442	2714	4353

合計 / 数量

分類	品名	9高屋出張所倉庫	21総合福祉センター	22八事松地域センター	23志和生涯学習センター	24高美が丘地域センター
その他	15 $\frac{1}{2}$ ロープ					
	エアポンプ（空気ポンプ）					
	キンバイホース					
	くまぬき					
	とらロープ					
	ポリバケツ					
	リヤカー					
	レスキューキット（緊急用防水セット）					
	一輪車					
	巻尺					
	水筒					
水中ポンプ	0					
大型ゴミポリ容器						
計		0				
その他 集計		0				
衛生	スケットトイレ	0				
	マンホールトイレ	0				
	段ボールトイレ	0				
	簡易トイレ（ドントコイ）					
衛生 集計		0				
光熱材料	ガスボンベ					
	ガソリン携行缶					
	コードリール					
	ソーラー発電くん					
	ポータブル発電機					
	懐中電灯					
	石油ストーブ					
	灯油用ポリ容器					
発電機						
光熱材料 集計						
食器	トレイ					
	ひしゃく					
	桶洗瓶					
食器 集計						
食品	CANヌードル					
	カロリーメイト					
	ストックライス					
	すりおろしりんご					
	ハラル認証ごはん					
	ビスコ					
	マジックパスタ					
	マジックライス		50	50	50	50
	飲料水（500ml）		24	24	24	24
除ミルク（アレルギー除去）						
食品 集計		74	74	74	74	
寝具	アルミレジャーマット	0				
	エアブレスマット	0	5	5	5	
	かんたんテント	0				
	ブライベートルーム	0				
	ワンタッチテント	0				
	ワンタッチパーテーション	0	5	5	5	
	細綿はこベッド	0				
	毛布	0	10	10	10	10
段ボールベッド	0	5	5	5		
寝具 集計	0	25	25	25	10	
身の回り	ウェットティッシュ	0				
	フェイスマスク	0				
	成人用おむつ	0				
	生薬用品	0				
	幼児用おむつ	0				
身の回り 集計	0					
水防	PPロープ					
	かけや	0				
	かなづち	0				
	かま	0				
	くわ	0				
	スコップ	2				
	つるはし	0				
	なた	0				
	のこぎり	0				
	ブルーシート	90				
	ロープ					
	杭	157				
	真砂土	0				
	土のう	2667				
	防水懐中電灯	0				
水防 集計	2916					
炊事用具	ガス釜					
	アルミ米飯鍋2					
炊事用具 集計						
日用品	ゴム手袋					
	ポリ容器					
	防水袋	0				
	軍手					
日用品 集計	0					
総 計		2916	99	99	99	84

合計 / 数量

分類	品名	25島瀬保健福祉センター	26福富保健福祉センター	27豊栄保健福祉センター	28河内保健福祉センター	29安芸津文化福祉センター
その他	15㍑ローブ					
	エアポンプ (空気ポンプ)					
	キンバイホース					
	くぎめき					
	とらローブ					
	ポリバケツ					
	リヤカー					
	レスキュータッパ (緊急用扉はねカット)					
	一輪車					
	巻尺					
	水増					
	水中ポンプ					
	大型ゴミポリ容器					
	割罫					
その他 集計						
衛生	スケルトイレ					
	マンホールトイレ					
	陸ポールトイレ					
	簡易トイレ (ドントコイ)					
衛生 集計						
光熱材料	ガスボンベ					
	ガソリン携行缶					
	コードリール					
	ソーラー面発くん					
	ポータブル発電機					
	懐中電灯					
	石油ストーブ					
	灯油用ポリ容器					
	発電機					
光熱材料 集計						
食器	トレー					
	ひしゃく					
	哺乳瓶					
食器 集計						
食品	CANヌードル					
	カロリーメイト					
	ストックライス					
	すりおろしりんご					
	ハラル認証ごはん					
	ビスコ					
	マジックパスタ					
	マジックライス	50	50	50	50	50
	飲料水 (500㍗)	24	24	24	24	24
	粉ミルク (アレルゲン除去)					
食品 集計		74	74	74	74	74
寝具	アルミレジャーマット					
	エアアレスマット		5	5	5	
	かんたんテント					
	ブライバートルーム					
	ワンタッチテント					
	ワンタッチパーテーション		5	5	5	
	簡易はこベッド					
	毛布	10	10	10	10	10
	陸ポールベッド		5	5	5	
寝具 集計		10	25	25	25	10
身の回り	ウェットティッシュ					
	フェイスマスク					
	成人用おむつ					
	生理用品					
	幼児用おむつ					
身の回り 集計						
水防	P P ロープ					
	かけや					
	かなづち					
	かま					
	くわ					
	スコップ					
	つるはし					
	なた					
	のこぎり					
	ブルーシート					
	ロープ					
	杭					
	真砂土					
	土のう					
	防水懐中電灯					
水防 集計						
炊事用具	ガス釜					
	アルミ米飯鍋2					
炊事用具 集計						
日用品	ゴム手袋					
	ポリ容器					
	給水袋					
	軍手					
日用品 集計						
総 計		84	99	99	99	84

合計 / 数量			
分類	品名	51南方会館	総計
その他	15 ^リ ロープ		1
	エアポンプ（空気ポンプ）		1
	キンバイホース		4
	くぎぬき		1
	とらロープ		4
	ポリバケツ		33
	リヤカー		4
	レスキュータッパ（緊急用給水栓セット）		18
	一輪車		1
	巻尺		3
	水槽		2
	水中ポンプ		25
	大型ゴミポリ容器		3
	担架		21
その他 集計			121
衛生	スケットイレ		400
	マンホールトイレ		8
	段ボールトイレ		155
	簡易トイレ（ドントコイ）		1
衛生 集計			564
光熱材料	ガスボンベ		6
	ガソリン携行缶		3
	コードリール		6
	ソーラー蓄電くん		6
	ポータブル発電機		2
	懐中電灯		4
	石油ストーブ		9
	灯油用ポリ容器		2
	発電機		11
光熱材料 集計			49
食器	トレイ		15
	ひしゃく		5
	哺乳瓶		10
食器 集計			30
食品	CANヌードル		288
	カロリーメイト		660
	ストックライス		150
	すりおろしりんご		144
	ハラル認証ごはん		800
	ビスコ		840
	マジックパスタ		588
	マジックライス		8302
	飲料水（500ml）		8016
	粉ミルク（アレルゲン除去）		0
食品 集計			19788
寝具	アルミレジャーマット		24
	エアプレスマット		56
	かんたんテント		2
	プライベートルーム		20
	ワンタッチテント		1
	ワンタッチバーテーション		54
	暖段はこベッド		1
	毛布	10	3118
	段ボールベッド		50
寝具 集計		10	3326
身の回り	ウェットティッシュ		400
	フェイスマスク		23950
	成人用おむつ		36
	生理用品		1120
	幼児用おむつ		910
身の回り 集計			26416
水防	PPロープ		42
	かけや		21
	かなづち		4
	かま		8
	くわ		14
	スコップ		116
	つるはし		18
	なた		8
	のこぎり		6
	ブルーシート		1301
	ロープ		4800
	杭		2361
	真砂土		18
	土のう		34846
	防水懐中電灯		0
水防 集計			43563
炊事用具	ガス釜		6
	アルミ米飯函2		25
炊事用具 集計			31
日用品	ゴム手袋		120
	ポリ容器		7
	給水袋		1200
	軍手		912
日用品 集計			2239
総計		10	96127

【資料7】避難行動タイムライン



気象情報等の発表に伴う避難行動タイムライン



※表は目安です。お住まいの地域特性等により、柔軟な対応が必要です。

